

第3次村上市男女共同参画計画

だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、
あふれる笑顔のまち村上

ともに輝く♥️ハートフルプラン

2023年（令和5年）3月



村上市

だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、 あふれる笑顔のまち村上市を目指して

少子高齢化と人口減少、自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の影響など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し続けています。

変化に的確に対応し、持続可能なまちとしていくためには、誰もが安心して自分らしく過ごすことができ、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の基盤を築いていくことが必要です。まさに男女共同参画の重要性が今、改めて認識されているといえます。



本市では、平成30年3月に第2次村上市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、総合的に各種施策を展開してまいりました。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みなどは根強く残り、取り組まなければならない課題が多く残されています。

このたび、第2次村上市男女共同参画計画の計画期間が終了することから、これまでの取組を継承しつつ、更に発展させる計画として、「だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、あふれる笑顔のまち村上市」を基本理念とする第3次村上市男女共同参画計画を策定いたしました。

本計画の取組は、持続可能なまちづくりに向けた市民一人ひとりの日常や生き方に寄り添い、更には性差にとどまらず幅広く多様な人々を包摂し、共生できる社会の実現を目指したものです。

また、世界の共通目標として掲げられているSDGsの「誰一人取り残さない」未来につながっていくものでもあります。

今後、計画に基づき各種施策を着実に実施してまいりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました村上市男女共同参画計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査等でご協力をいただきました市民の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

村上市長

高橋 邦芳

目次

	頁
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨.....	2
2 国内外と本市のこれまでの経緯.....	3
3 計画の位置付け.....	11
4 計画の期間.....	11
5 計画策定にあたって.....	12
第2章 村上市の男女共同参画にかかる現状と課題	
1 統計データからみた市の現状.....	14
2 男女共同参画に関する市民意識.....	21
3 第2次村上市男女共同参画計画の評価.....	27
4 課題の整理と今後取り組むべき重点対策.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	36
3 施策体系.....	38
第4章 施策の展開（基本目標と具体的施策）	
■ 第4章の見方.....	40
基本目標1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり.....	41
施策の方向性1-(1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進.....	41
施策の方向性1-(2) 男女共同参画推進のための学習等機会の充実.....	43
施策の方向性1-(3) 身近な地域における男女共同参画の促進.....	44
施策の方向性1-(4) 多様性を尊重する環境の整備.....	45
基本目標2 家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり 【村上市女性活躍推進計画】.....	46
施策の方向性2-(1) 働く場における女性活躍の推進.....	46
施策の方向性2-(2) ワーク・ライフ・バランス並びに仕事と子育てや介護等が 両立できる環境整備の推進.....	48
施策の方向性2-(3) 農林水産業・商工自営業等のあらゆる分野における 男女共同参画の促進.....	50
施策の方向性2-(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	52

	頁
基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちづくり	54
施策の方向性 3-(1) 地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進	54
施策の方向性 3-(2) 環境保全活動における男女共同参画の推進	55
施策の方向性 3-(3) 困難を抱えた女性等への支援	55
施策の方向性 3-(4) 男女の生涯にわたる健康支援の充実	56
基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり 【村上市DV防止基本計画】	58
施策の方向性 4-(1) DVや性的暴力防止のための啓発	58
施策の方向性 4-(2) 相談体制の充実と被害者の安全確保	60
施策の方向性 4-(3) 自立に向けた支援体制の充実	62

第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の充実	64
2 市民、事業者、関係団体等と連携した推進	64
3 計画の推進体制図	65
3 計画の進行管理	66
4 計画の成果目標	67

資料編

本書の見方

マークについて

- | | |
|-----------|--------------------|
| 重点 | : 本計画の重点施策・事業です。 |
| 継続 | : 前計画からの継続施策・事業です。 |
| 拡充 | : 前計画からの拡充施策・事業です。 |
| 新規 | : 本計画からの新規施策・事業です。 |

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国内外と本市のこれまでの経緯
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 誰もが活躍できる社会の実現

世界では、2015年（平成27年）に国連持続可能な開発サミットで採択された、「持続可能な開発目標＜SDGs : sustainable Development Goals＞（以降、「SDGs」という。）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けて取組が推進されています。その中でも、目標5には、「ジェンダー等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられて、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることで、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会を実現することが、すべての目標達成において必要不可欠な要素とされています。

一方で、わが国では、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法（以降、「基本法」という。）」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。

しかしながら、2022年（令和4年）に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI : Gender Gap Index）」において146か国中116位となっており、ジェンダー平等に向けた取組は先進国の中でも極めて低いレベルにあります。また、新型コロナウイルス感染症の増加、感染拡大によるステイホーム、在宅ワーク、学校休校等を契機とした、経済的・精神的ドメスティック・バイオレンス（以降、「DV」という。）被害の増加、ひとり親世帯をはじめとした、女性の貧困等がコロナ禍の下で表面化・頻発化し、より深刻化したことで、わが国における男女共同参画の実現の重要性が改めて認識されています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対して、社会や地域の仕組み、ライフステージに応じた個人の意識の見直しを図り、誰もが活躍できる社会の実現を目指すことが求められます。

(2) 持続可能な地域社会の実現

村上市（以降、「本市」という。）でも人口減少が続いている中で、誰もが安心して自分らしく過ごすことができ、個性と能力を十分に発揮し活躍できるような環境の基盤を構築することが、人口減少に歯止めをかける持続可能な地域社会の実現のために必要となっています。

(3) 安全・安心な暮らしの実現

近年、自然災害が全国的に甚大化・頻発化している中、近いところでは本市も2022年（令和4年）8月の豪雨災害により大きな被害を受けました。災害時に、女性をはじめとした配慮が必要となる人たちのニーズへ対応するため、男女共同参画の視点による災害対応も必須であり、他にも女性の不安定就労、女性への家事・育児・介護等の集中、DV、貧困等の様々な課題に配慮した支援が必要となります。

(4) 課題解決に向けた計画策定

本市では、基本法に基づき、2012年（平成24年）に「第1次村上市男女共同参画計画」を策定しました。その後、2018年（平成30年）に「第2次村上市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

このたび、第2次計画の期間が満了することから、国の「第5次男女共同参画基本計画」や新潟県の「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の施策の動向を踏まえ、現在の社会情勢に対応する内容とするため、「村上市男女共同参画計画策定委員会」等での議論を重ねながら、「第3次村上市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 国内外と本市のこれまでの経緯

本市の第2次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度や計画、最近の動向は次のとおりです。

(1) 国際的な取組

男女共同参画に関する国際的な最近の動きでは、2020年（令和2年）に北京会議から25周年となる「北京+25」という節目の年を迎えました。新型コロナウイルスの影響により会合の延期がありましたが、2021年（令和3年）3月に、「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」に関する合意結論が、国際連合女性の地位委員会で採択されました。

また、2015年（平成27年）には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットから成る「SDGs」が掲げられました。「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係性の深いゴールも盛り込まれています。

さらに2020年（令和2年）年には、UN Women（国連女性機関）によりCOVID-19（以降、「新型コロナウイルス」という。）の世界的流行の影響で女性・女児に対する暴力は増加していることが発表されました。新型コロナウイルスの発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境のもと、安全・健康・金銭面での不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にDVの報告件数が増えている国があり、各国では様々な取組が行われています。

【参考資料1：ジェンダー・ギャップ（男女格差）指数に見る日本の状況】

「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界経済フォーラムが毎年発表している、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成される男女平等度を表す指数です。0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

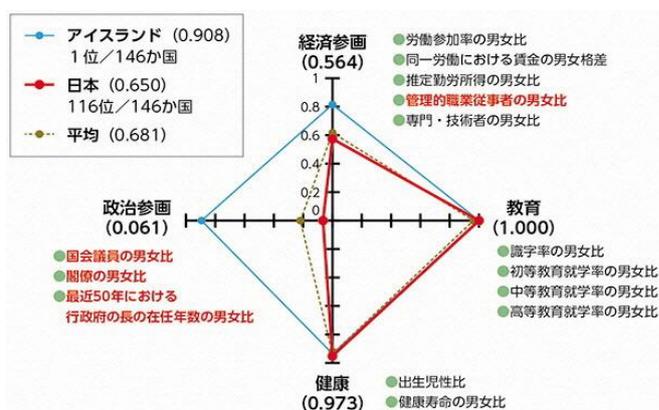
2022年（令和4年）の日本の総合スコアは<0.650>、順位は146か国中116位（前回は156か国中120位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

諸外国で急速に男女格差が縮小しているのに引き換え、日本はその変化のスピードから大きく後れを取っていることは明らかで、特に、政治と経済の分野においては諸外国と比べて男女間の格差が大きい状況です。

上位国及び主な国の順位

順位	国名	2022値	前年値
1	アイスランド	0.908	0.892
2	フィンランド	0.860	0.861
3	ノルウェー	0.845	0.849
4	ニュージーランド	0.841	0.840
5	スウェーデン	0.822	0.823
10	ドイツ	0.801	0.796
15	フランス	0.791	0.784
22	英国	0.780	0.775
25	カナダ	0.772	0.772
27	米国	0.769	0.763
99	韓国	0.689	0.687
102	中国	0.682	0.682
116	日本	0.650	0.656

各分野におけるスコア



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2022)」より作成
2. スコアが低い項目は赤字で記載
3. 分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(63位)、政治(139位)

日本は、「教育」の順位は146か国中1位（前回は92位）、「健康」の順位は146か国中63位（前回は65位）と世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は146か国中121位（前回は156か国中117位）、「政治」の順位は146か国中139位（前回は156か国中147位）となっています。

なお、今回順位の低かった経済、政治分野については、2022年（令和4年）6月に政府決定した「女性版骨太の方針2022」において『女性の経済的自立』、『女性の登用目標達成』等、国として重点的に取り組むべき事項が定められました。

経済分野については、「女性の経済的自立」を「新しい資本主義」の中核と位置付け、男女間賃金格差に係る情報開示の義務付け、女性デジタル人材の育成、看護・介護・保育など女性が多い分野の現場で働く方々の収入の引上げ等の取組が進められます。

政治分野については、2022年（令和4年）4月に公表された政治分野におけるハラスメント防止研修教材の積極的な活用等を通じて、男女共同参画の取組を推進しています。

また、国は、2022年（令和4年）5月、世界経済フォーラムが主導する「ジェンダー平等加速プログラム」(Closing the Gender Gap Accelerator)への参加を決定し、官民一体となり特に経済分野におけるジェンダー平等の取組の加速を目指しています。

資料典拠：内閣府男女共同参画局総務課
「共同参画」2022年8月号より抜粋

(2) 国の取組

国際的な流れを受け、国においても男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策が推進されてきました。

2018年（平成30年）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」＜2021年（令和3年）改正＞が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。2021年（令和3年）の改正では、国・地方公共団体の施策の強化の中に、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等への対応が追加されました。

2019年（令和元年）5月29日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が改正され、一般事業主行動計画について、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関して、それぞれ1つ以上の具体的数値目標を定めた行動計画の策定・届出を行うよう義務付けられ、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな加速段階に入りました。

2019年（令和元年）6月19日には、DVが児童虐待と密接な関連があるとされ、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」が改正されました。

そして、2020年（令和2年）12月25日閣議決定された、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として、

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の4つを提示し、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

なお、国の第5次男女共同参画基本計画では、社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題として、次頁資料の8つをあげています。

【参考資料2：国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が捉える社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題】

- ①新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- ②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ③人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- ④法律・制度の整備（働き方改革等）
- ⑤デジタル化社会への対応（Society 5.0*）

※Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

- ⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- ⑦頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- ⑧ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

資料出典：
国「第5次男女共同参画基本計画 説明資料」より抜粋

2021年（令和3年）5月26日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。

加えて、2021年（令和3年）6月9日には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれました。

(3) 新潟県の取組

新潟県においても、女性の地位向上や男女共同参画の取組は、国際的な動向および国の施策を受けて行われてきました。

2021年（令和3年）3月には、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画（改定版）」を策定しました。

また、同年10月には、「第4回新潟県公民協働プロジェクト検討プラットフォーム共同宣言～『選ばれる新潟』の実現に向けて～」を、11月には、「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性 ほくとう宣言～」をそれぞれ発出しました。

2022年（令和4年）3月には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」＜2002年（平成14年）制定＞の基本理念に基づき、「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

【参考資料3：新潟県の関連計画】

◆「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の概要

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

- 重点目標1 男女平等意識の浸透
- 重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
- 重点目標3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実
- 重点目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
- 重点目標5 生涯を通じた女性の健康づくり
- 重点目標6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

- 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 重点目標2 女性の能力の開発・発揮
- 重点目標3 女性の県内定着、U・I ターンのための環境整備
- 重点目標4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- 重点目標5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

- 重点目標1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実
- 重点目標2 男性にとっての男女共同参画の促進
- 重点目標3 子育て環境、介護体制の充実
- 重点目標4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 重点目標5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

◆「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画（改定版）」の概要

基本理念 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力のない社会を目指して、配偶者暴力の防止と被害者の保護及び自立支援に取り組めます。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制づくり | 基本目標Ⅱ 安全な保護体制づくり |
| 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援体制づくり | 基本目標Ⅳ 関係機関との協働体制づくり |
| 基本目標Ⅴ DVを許さない社会づくり | 基本目標Ⅵ 適切な苦情対応 |

資料出典：新潟県「各計画」より抜粋

(4) 本市の取組

本市でも、男女共同参画の視点に立った女性の地位向上や男女共同参画の取組について、国際的な動向および国・県の施策を受け、2018年（平成30年）3月、「第2次村上市男女共同参画計画」を策定しました。基本目標の一つである“ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり”のもと、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な施策を展開しています。

また、2020年（令和3年）4月には、2020年（令和3年）4月1日から2025年（令和8年）3月31日までを期間とする「村上市特定事業主行動計画」を策定しました。2022年（令和4年）4月1日現在の市役所の職員のうち、36.5%が女性となっています。また、2022年度（令和4年度）の「各審議会等における女性登用率」は20.9%、「市管理的職位に占める女性職員の割合」は20.1%となっています。これら市の女性職員が安心・安定して、能力を存分に発揮できる環境を整備することが、未来の本市の成長につながると考えています。

なお、2022年度（令和4年度）をもって、「第2次計画」の計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や市民等の意識・実態・ニーズに対応し、さらに本市の男女共同参画社会の深化に向けた施策が展開できるよう、2023年度（令和5年度）を初年度とする「第3次計画」を策定するにあたって、2022年（令和4年）7月に市民の意見を計画に反映させるため、有識者や公募市民等で構成する「村上市男女共同参画計画策定委員会（以降、「策定委員会」という。）」を設置しました。

その後、2022年（令和4年）8月、次期計画策定のための「男女共同参画についての市民意識調査」を実施し、本市の現状と課題を踏まえ、策定委員会で検討を重ね、2023年（令和5年）3月に「第3次計画」を策定しました。

「男女共同参画についての市民意識調査」の概要

(1) 調査方法

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 調査地域 | 村上市全域 |
| ② 調査対象 | 村上市在住の満20歳以上の男女個人 |
| ③ 標本数 | 2,000人 |
| ④ 標本抽出法 | 住民基本台帳より無作為抽出 |
| ⑤ 調査方法 | 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送・WEBにより回収 |

(2) 調査項目

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ① 回答者の属性 | ⑦ 防災・災害復興対策について |
| ② 男女の平等感について | ⑧ 暴力等について |
| ③ 家庭・結婚生活について | ⑨ ジェンダー・ハラスメントについて |
| ④ 就労について | ⑩ 男女共同参画の推進について |
| ⑤ 教育について | ⑪ 意見や要望 |
| ⑥ ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) について | |

(3) 調査期間

2022年（令和4年）7月29日から8月16日（調査票上の締切日）まで

*特記事項：8月3日からの大雨による災害発生。

(4) 回収結果

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 有効回収数 | 668件（女性375件、男性290件、その他・性別不明2件） |
| ② 有効回収率 | 33.4% |

(5) 男女共同参画社会の実現等に向けた取組と SDGs との関係性

SDGsとは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連持続可能な開発サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

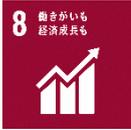
SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されているほか、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



出典：国際連合広報センター

SDGsのうち、男女共同参画社会の実現等に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

上図で示すとおり、男女共同参画社会の実現等は、SDGsの推進に寄与するものとなります。特に、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、SDGsにおけるすべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

これらのことから、「**第3次計画**」の推進は、**SDGsの推進につながる**ものとなります。

3 計画の位置付け

1. 本計画は、基本法に定めている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
2. 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村女性活躍推進計画」として位置付けます。
3. 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以降、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村DV防止基本計画」として位置付けます。
4. 国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を勘案した上で、「第2次計画」を継承し、発展させる計画です。
5. 本市の最上位計画である「第3次村上市総合計画」の分野別計画であり、関連する他分野の計画と整合性を図りながら推進します。
6. 市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための指針となる計画です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(抜粋掲載)

(都道府県推進計画等)

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(抜粋掲載)

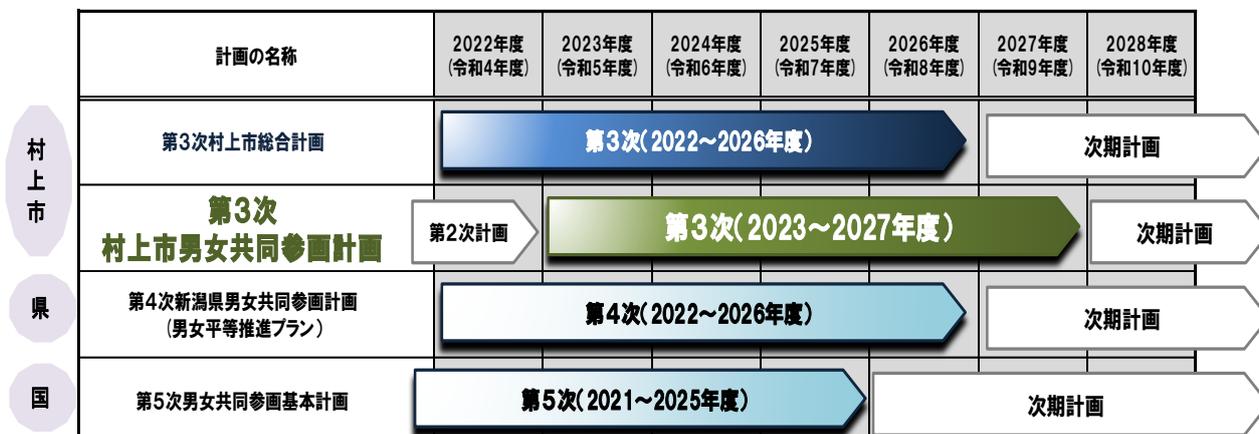
(都道府県基本計画等)

第二条の三

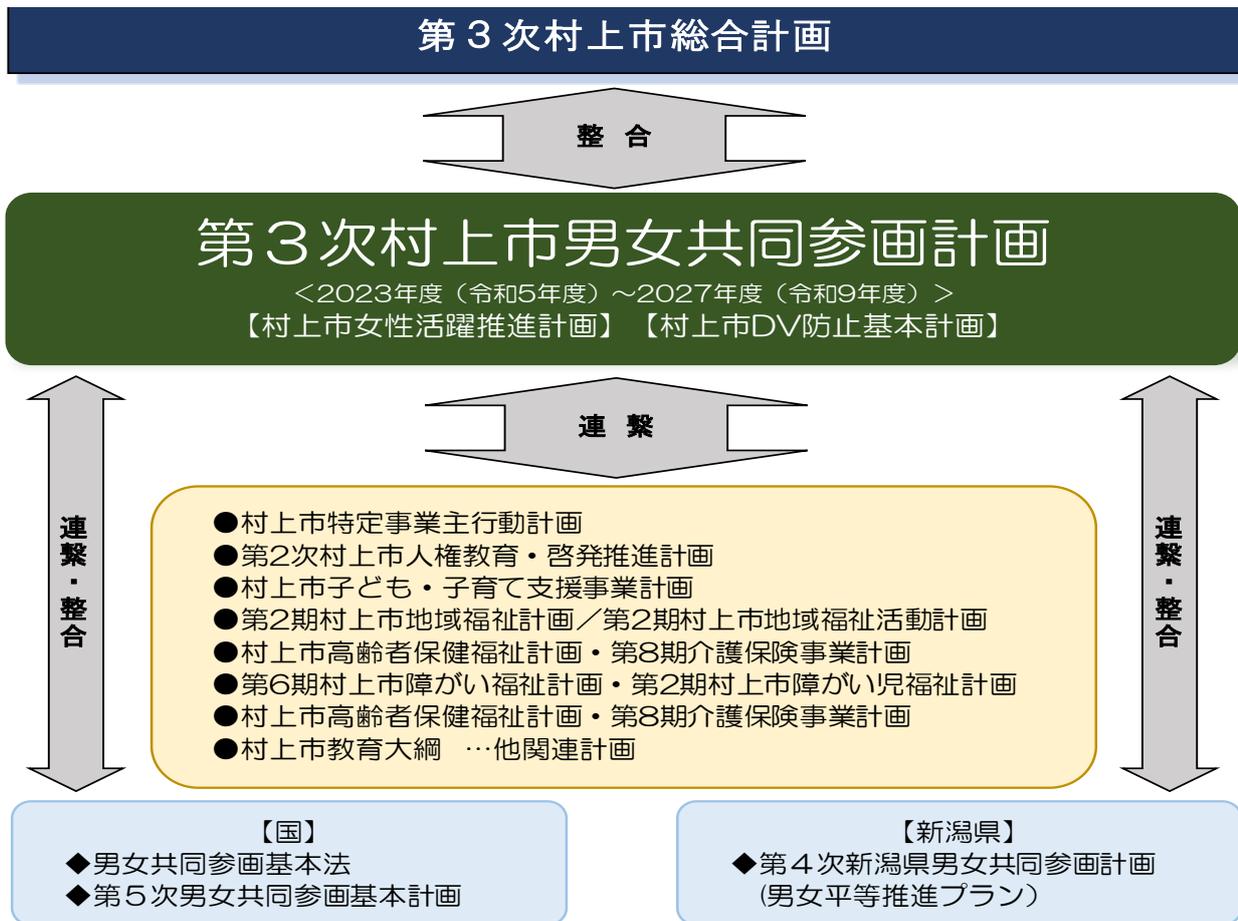
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 計画の期間

「第3次計画」は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、法改正、社会情勢や経済状況などに変化があった場合には、必要に応じて随時計画の見直しを行います。



【各計画・法律等の関係図】



5 計画策定にあたって

「第3次計画」は、市民意識調査に基づく市民の意見や、村上市男女共同参画計画策定委員会からの提言をもとに策定した計画です。

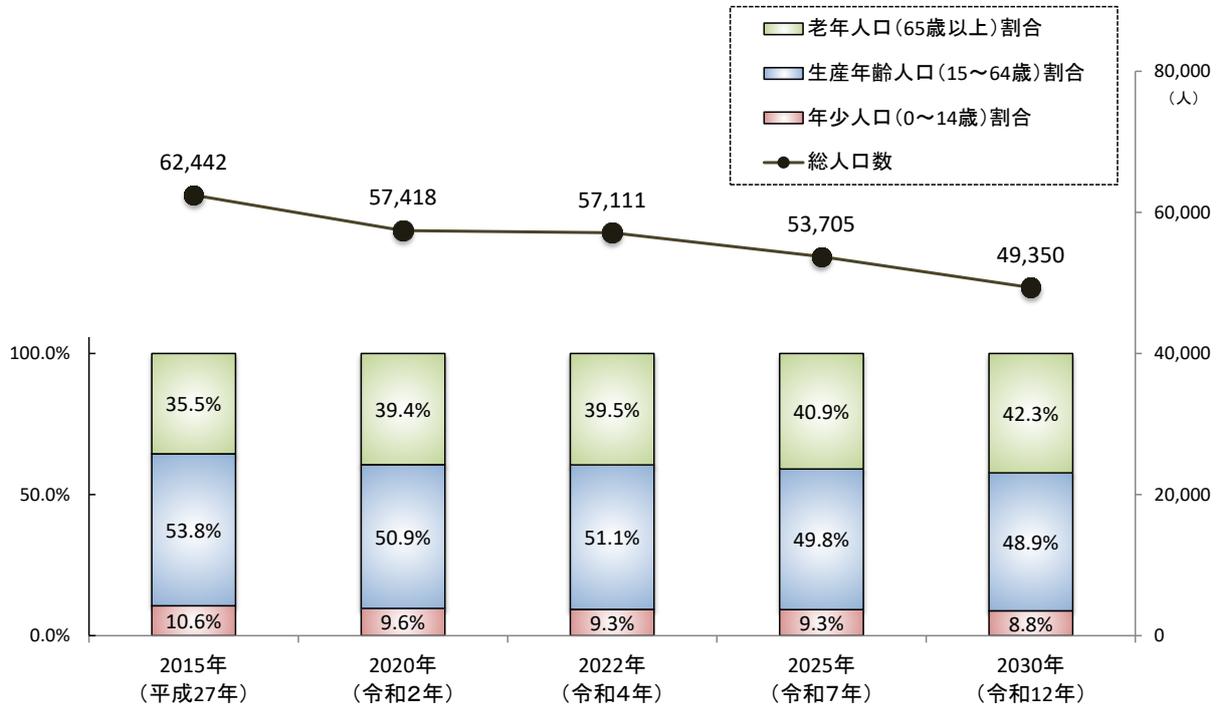
第2章 村上市の男女共同参画にかかると課題

- 1 統計データから見た市の現状
- 2 男女共同参画に関する市民意識
- 3 第2次村上市男女共同参画計画の評価
- 4 課題の整理と今後取り組むべき重点対策

1 統計データからみた市の現状

(1) 人口・世帯の状況

①総人口及び年齢階層別人口割合の見通し



※2022年 (令和4年) は住民基本台帳調べ値、

2025年 (令和7年) 及び2030年 (令和12年) 年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

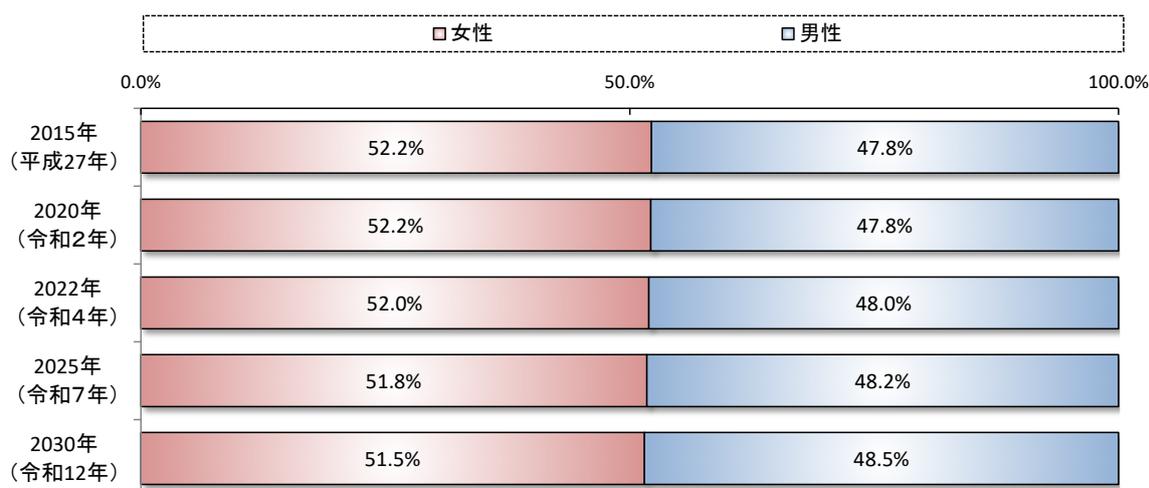
※総人口 (総数) には年齢不詳を含むため、年齢別構成の合計は100%に一致しない場合があります。

資料: 国勢調査<各年10月1日現在>、住民基本台帳調べ<2022年 (令和4年) 1月1日現在>、
国立社会保障・人口問題研究所

本市の人口は、減少傾向にあり、2030年 (令和12年) には5万人を割り込むと推計されています。

また、年齢階層別人口割合の推移をみると、年少人口 (0~14歳)、生産年齢人口 (15~64歳) はともに減少しているのに対し、老年人口 (65歳以上) は急速に増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は、2025年 (令和7年) には4割を超えると推計されています。

②男女構成比の推移



※2022年（令和4年）は住民基本台帳調べ値、

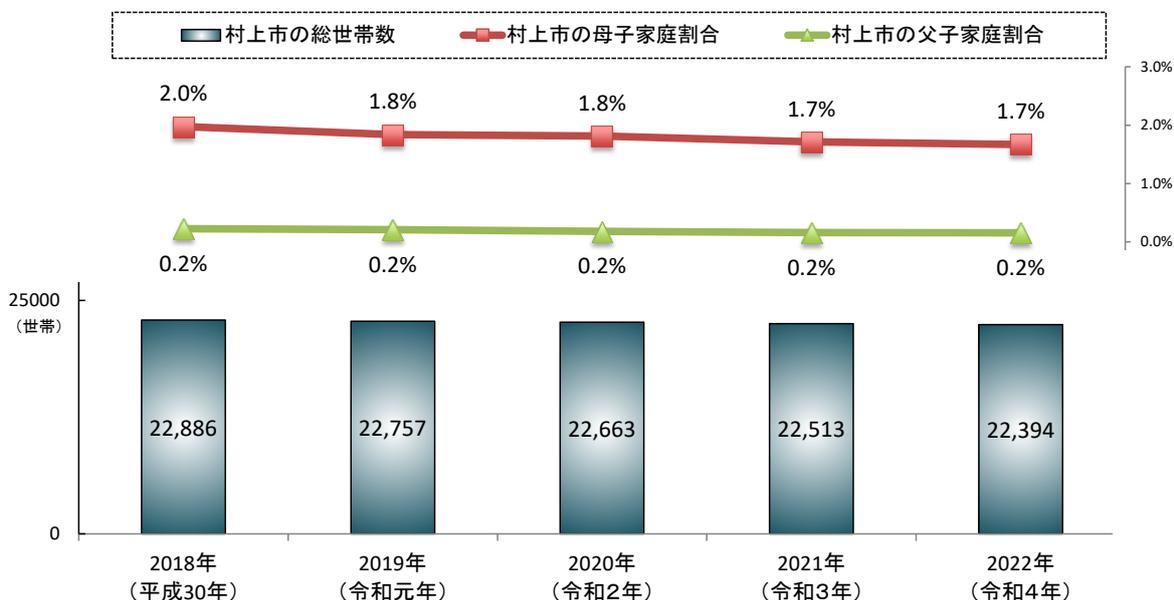
2025年（令和7年）及び2030年（令和12年）年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

※年齢不詳は除外した。

資料：国勢調査＜各年10月1日現在＞、住民基本台帳調べ＜2022年（令和4年）1月1日現在＞、
国立社会保障・人口問題研究所

人口の男女構成比をみると、わずかに女性の割合が男性の割合を上回っており、2022年（令和4年）1月1日現在で、女性が52.0%、男性が48.0%となっています。

③世帯数と母子・父子世帯割合の推移



※「世帯数」は外国人世帯を含む。

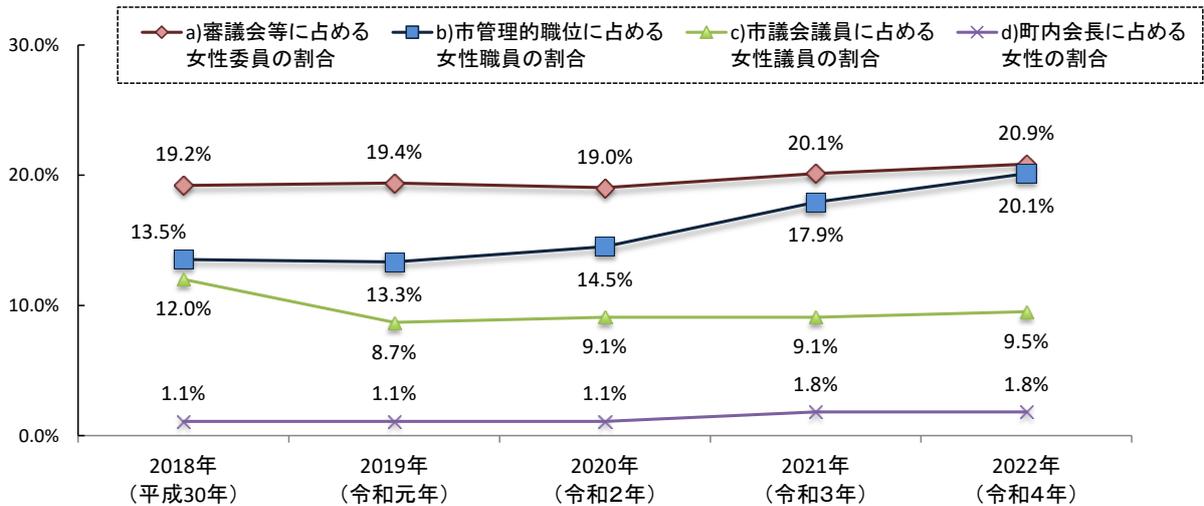
※割合算出の基となる「母子・父子世帯数」は各年4月1日時点での児童扶養手当の申請世帯数より算出しているため、実際の母子・父子世帯数とは異なる。

資料：「世帯数」は住民基本台帳調べ、「母子・父子世帯割合」は村上市子ども課調べ

世帯数、母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、世帯数及び母子世帯の割合は緩やかな減少傾向にありますが、父子世帯の割合は0.2%で推移しています。

(2) 女性の参画状況

①様々な場面における女性の参画状況



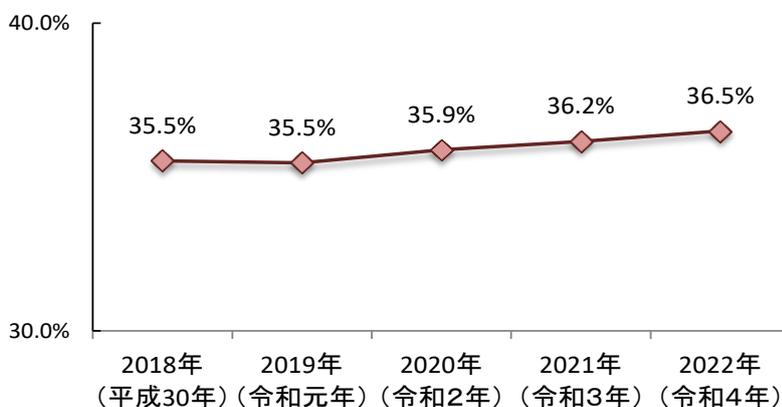
年度	a) 審議会等に占める女性委員の割合				b) 市管理的職位に占める女性職員の割合			c) 市議会議員に占める女性議員の割合			d) 町内会長に占める女性の割合			
	審議会等数	女性審議会を含む	委員数	女性委員数	女性比率 (%)	職員数	女性職員数	女性比率 (%)	議員数	女性議員数	女性比率 (%)	町内会長数	女性会長数	女性比率 (%)
2018年 (平成30年)	43	30	692	133	19.2%	133	18	13.5%	25	3	12.0%	275	3	1.1%
2019年 (令和元年)	43	33	665	129	19.4%	135	18	13.3%	23	2	8.7%	275	3	1.1%
2020年 (令和2年)	45	30	646	123	19.0%	124	18	14.5%	22	2	9.1%	275	3	1.1%
2021年 (令和3年)	48	29	651	131	20.1%	145	26	17.9%	22	2	9.1%	275	5	1.8%
2022年 (令和4年)	48	31	676	141	20.9%	149	30	20.1%	21	2	9.5%	275	5	1.8%

※「審議会等」においては、規則、要綱等で定める委員等を含む。

資料：左より順に、a)=村上市市民課生活人権室、b)=総務課人事管理室、c)=議会事務局、d)=総務課総務管理室調べ

審議会等や市の管理的職位、市議会議員、町内会長に占める女性の割合は上記のとおりです。「審議会等」や「市管理的職位」といった市における女性の参画は年々進む傾向にあります。が、地域（町内会長）においては、依然として女性の参画が遅れています。

②市職員における女性職員の割合の推移



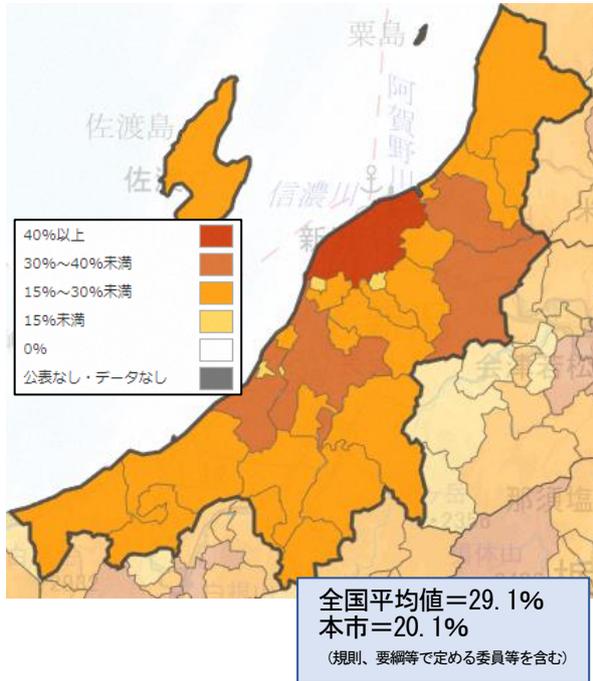
年度	市職員に占める女性職員の割合		女性比率 (%)
	職員数	女性職員数	
2018年 (平成30年)	774	275	35.5%
2019年 (令和元年)	767	272	35.5%
2020年 (令和2年)	758	272	35.9%
2021年 (令和3年)	755	273	36.2%
2022年 (令和4年)	759	277	36.5%

資料：総務課人事管理室調べ

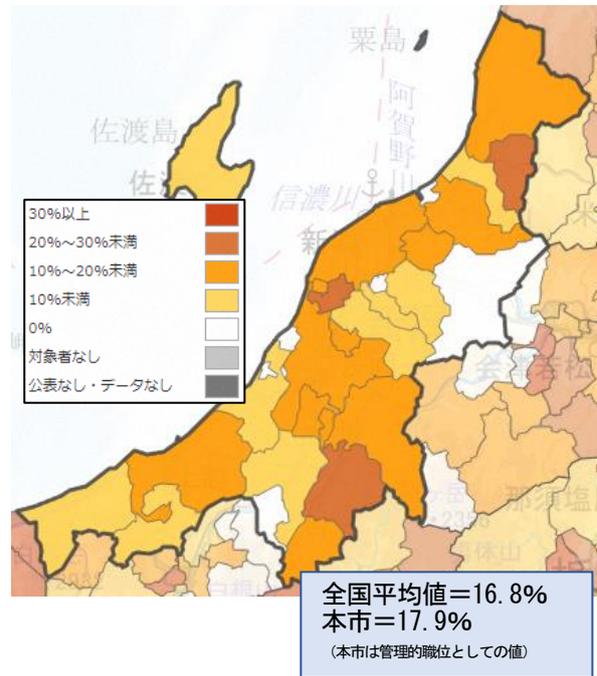
2022年（令和4年）現在の村上市役所における女性職員の割合は36.5%を占めますが、管理的職員の割合と比較すると、依然として乖離がみられます。

《参考資料》新潟県市町村の女性参画状況（令和3年度）

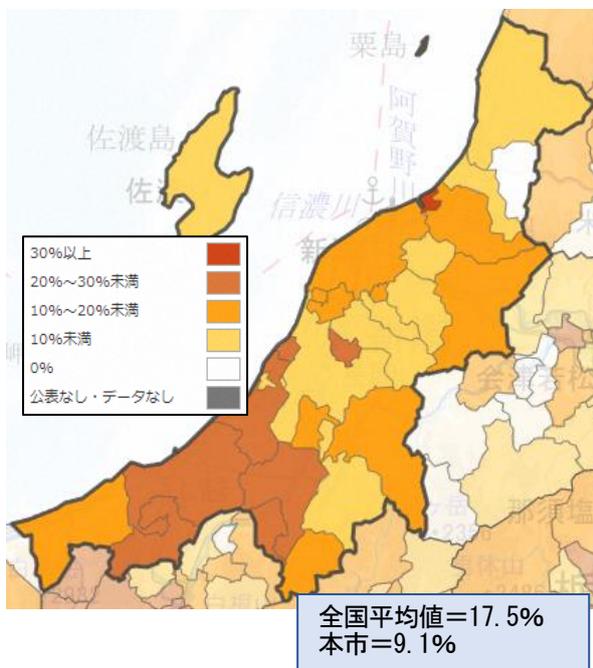
■ 審議会委員に占める女性の割合



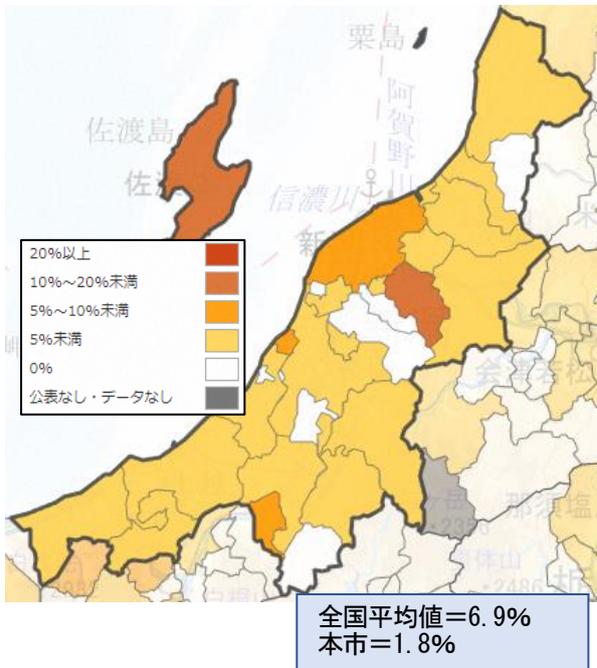
■ 行政職員に占める女性管理職の割合



■ 議会に占める女性議員の割合



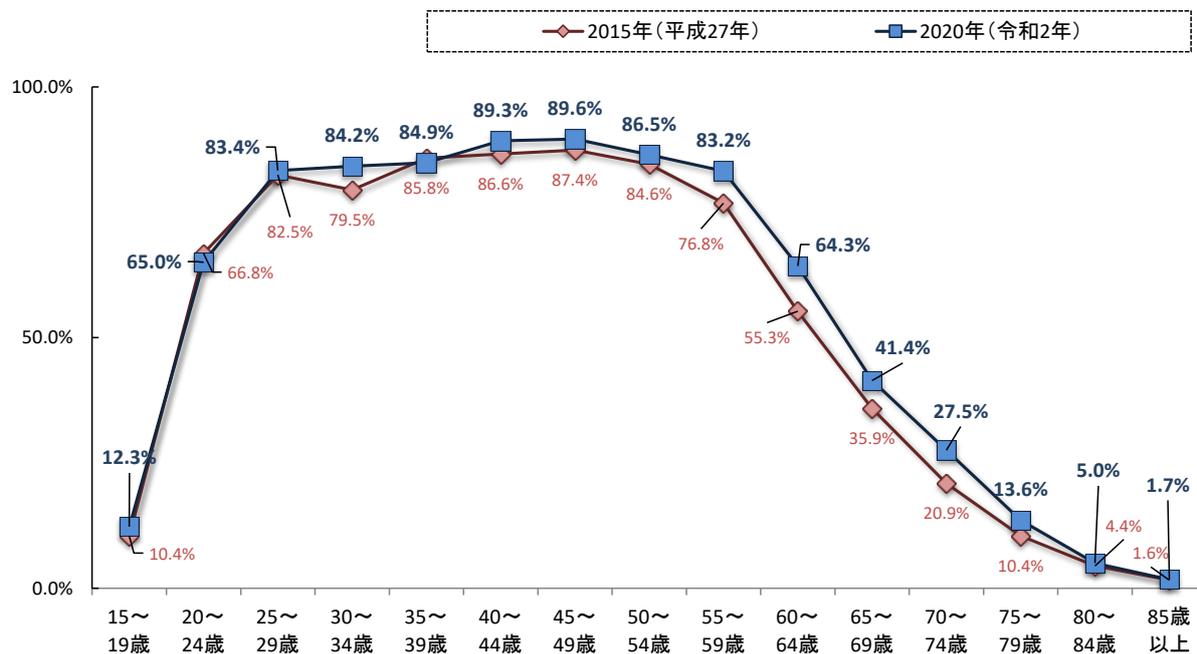
■ 自治会長に占める女性の割合



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

(3) 就業や雇用等の状況

①女性の年齢別就業率の推移

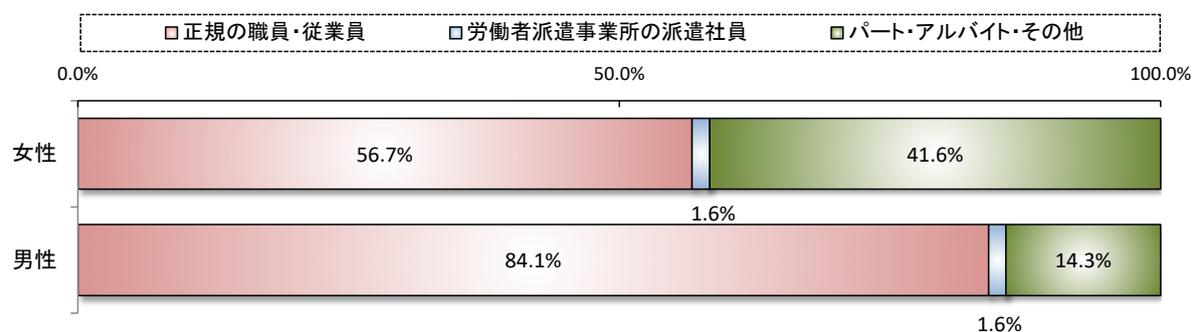


資料：国勢調査

本市における女性の就業率は、25歳から59歳まで80%以上となっており、60歳以降においても上昇がうかがえます。

また、女性の年齢別就業率は、近年までは出産・育児期に落ち込み、再び増加する、いわゆる「M字型曲線（M字カーブ）」を描く傾向をみせていましたが、近年ではそのカーブは緩やかになり、台形に近づいています。

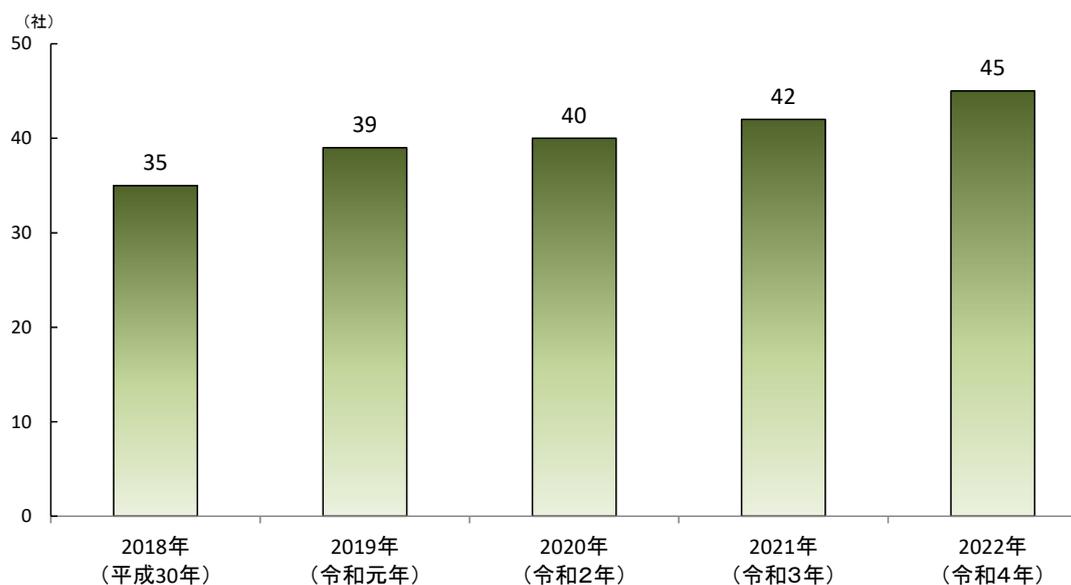
②雇用者の男女別雇用形態の状況



資料：2020年（令和2年）国勢調査

本市の男女別雇用形態の状況は、女性の約4割が「パート・アルバイト・その他」となっています。

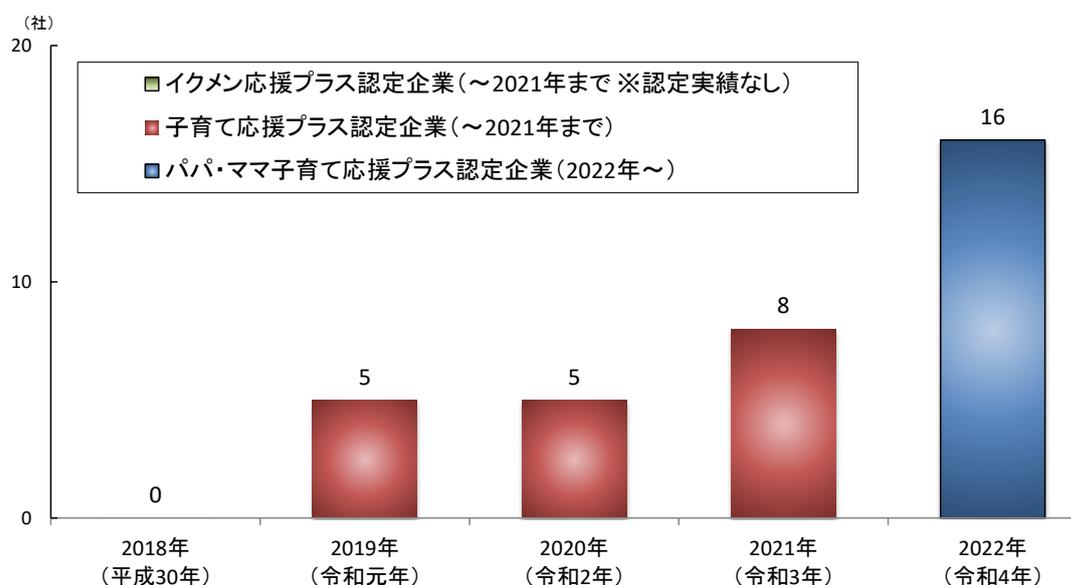
③ハッピー・パートナー登録企業数の推移



資料：村上市地域経済振興課調べ

男女共同参画社会実現への意識の高まりを受けて、本市内のハッピー・パートナー登録企業数は年々増加しており、2022年（令和4年）は45社が登録しています。

④パパ・ママ子育て応援プラス（旧イクメン応援プラス・旧子育て応援プラス）認定企業数の推移



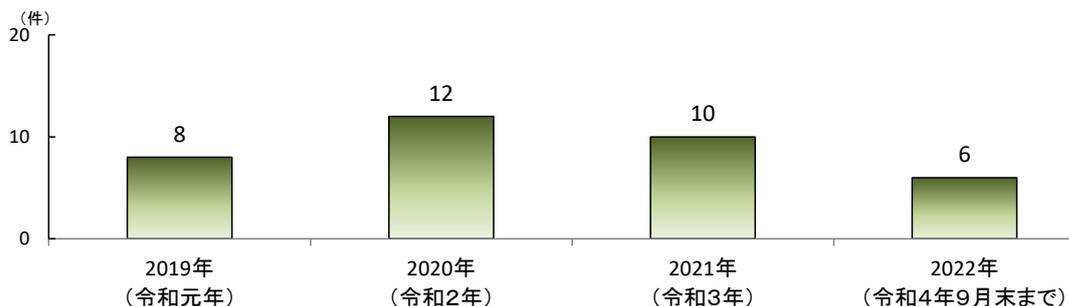
※ハッピー・パートナー登録企業の内、パパ・ママ子育て応援プラス認定は2022年（令和4年）より開始。2021年（令和3年）以前はイクメン応援プラス、子育て応援プラスの2認定事業としていた。

資料：村上市地域経済振興課調べ

ハッピー・パートナー登録企業の内、パパ・ママ子育て応援プラスの初年度認定企業数は16社で、これまでの子育て応援プラス認定企業の増加傾向から、今後も増加が見込まれます。

(4) 相談の状況

①女性相談件数の推移

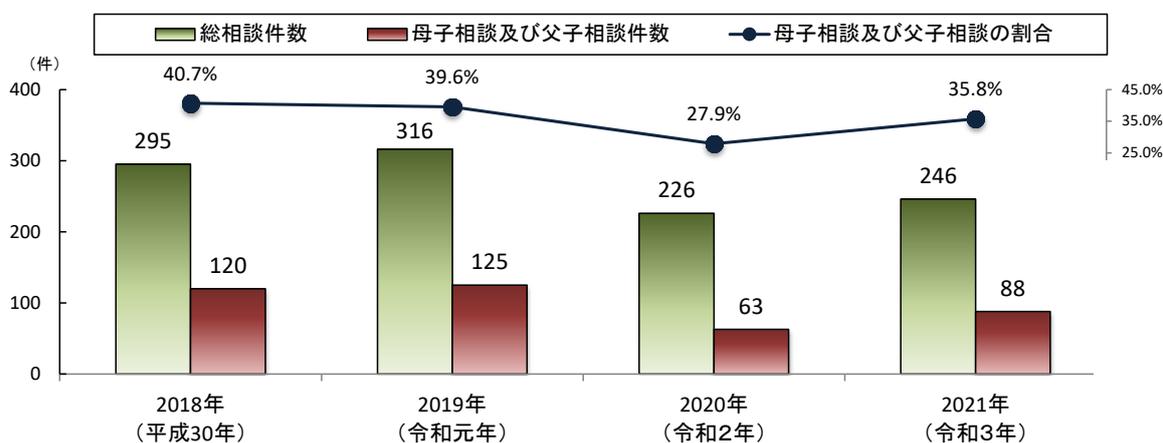


※福祉課で対応したハラスメントや離婚、女性の人権に関わる相談内容の件数。

資料：村上市福祉課調べ

毎年、10件前後の相談が寄せられています。

②母子相談等件数の推移

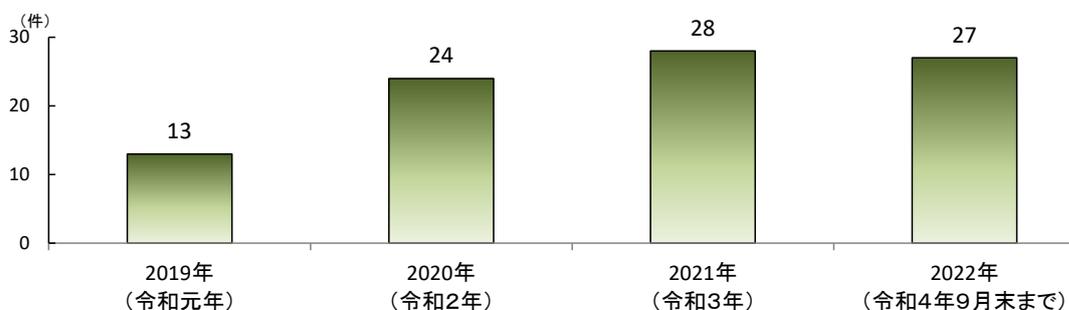


※こども課で対応した相談の件数。

資料：村上市こども課調べ

相談件数自体は減少傾向にありますが、依然として総相談に占める母子・父子相談の割合は3割前後と高くなっています。

②DV関連相談件数の推移



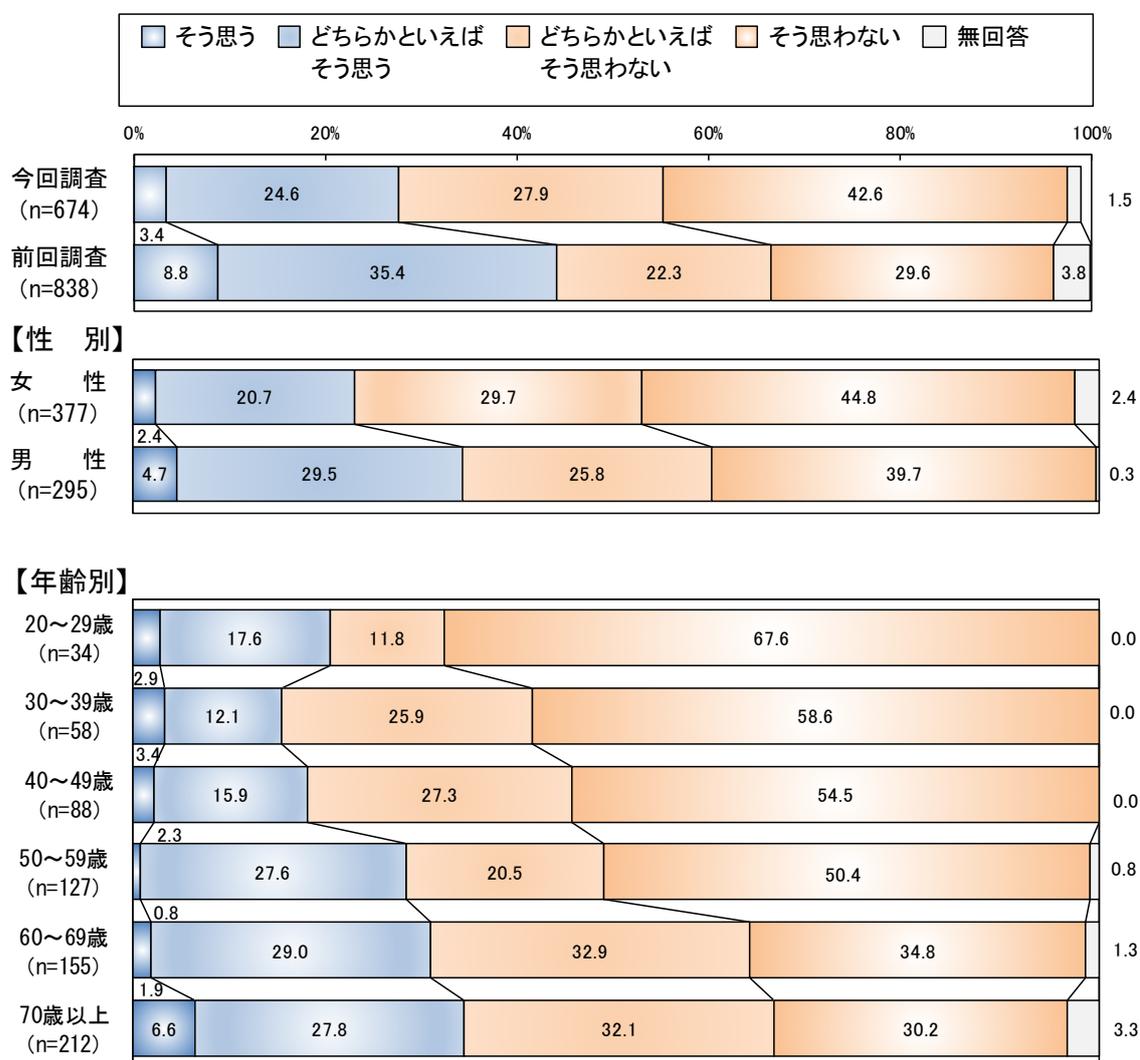
※福祉課、こども課、地域包括支援センターで対応した相談件数の合計値。

資料：村上市福祉課調べ

DVに関する相談は、明らかな増加傾向にあります。

2 男女共同参画に関する市民意識

(1) 「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について

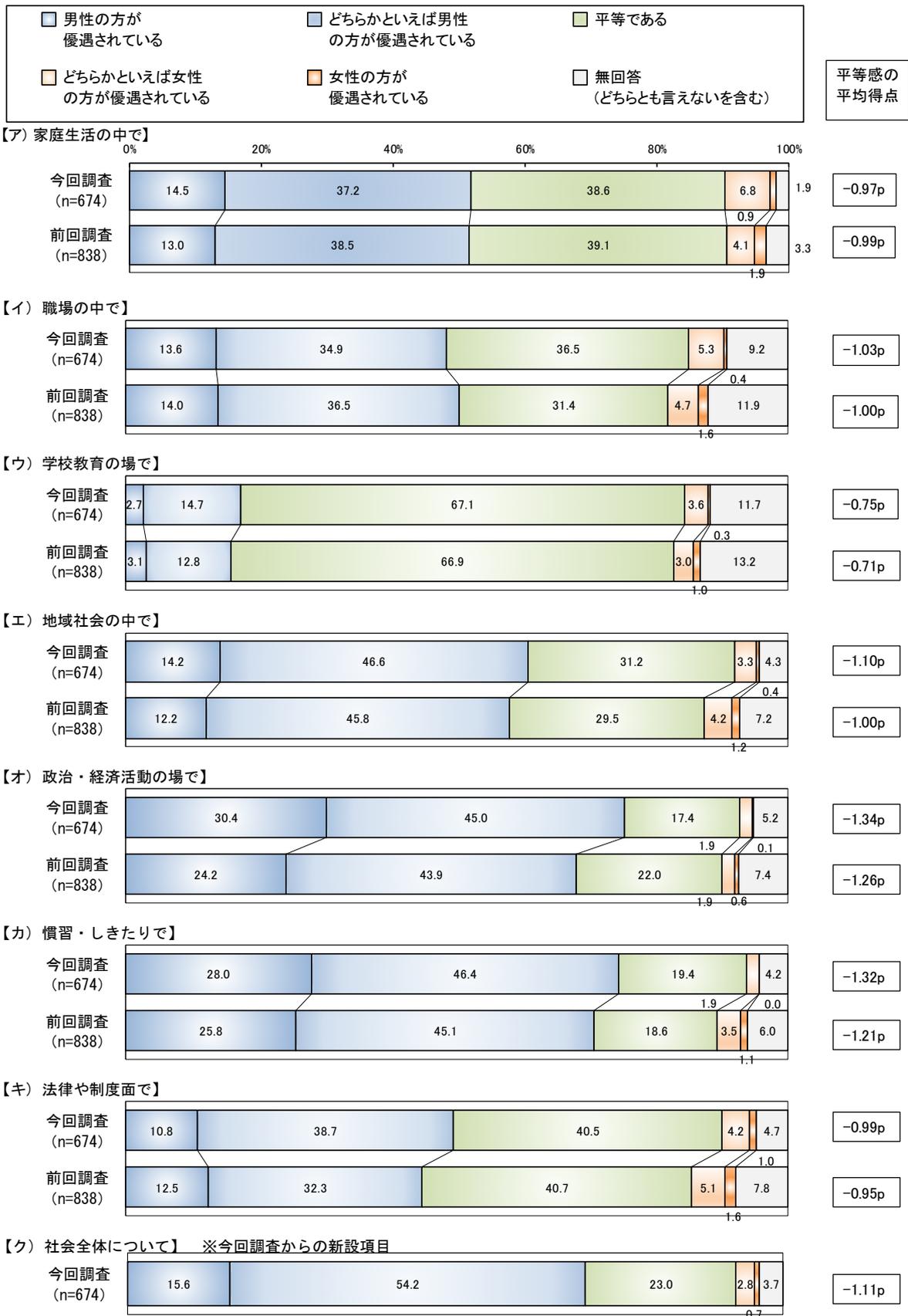


「そう思わない」が42.6%と最も高く、「どちらかといえばそう思わない」27.9%と合わせると約7割の人が『そう思わない』と考えています。

一方、「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」を合わせた『そう思う』は28.0%となっています。

前回調査と比較すると『そう思わない』という回答が18.6ポイント増加していますが、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）はいまだに根強く残っています。

(2) 男女の地位の平等感について



< 平等感の平均得点の算出方法 >

各選択肢において、
 「男性の方が優遇されている（A）」に（-2点）、「どちらかといえば男性の方が優遇されている（B）」に（-1点）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている（C）」に（+1点）、「女性の方が優遇されている（D）」に（+2点）の点数を与え、それぞれの選択肢の回答者数に乗じて得られた値を合計し、合計得点を算出します。
 合計得点を当該質問の「無回答」を除く有効回答数で除して平等感得点を算出します。

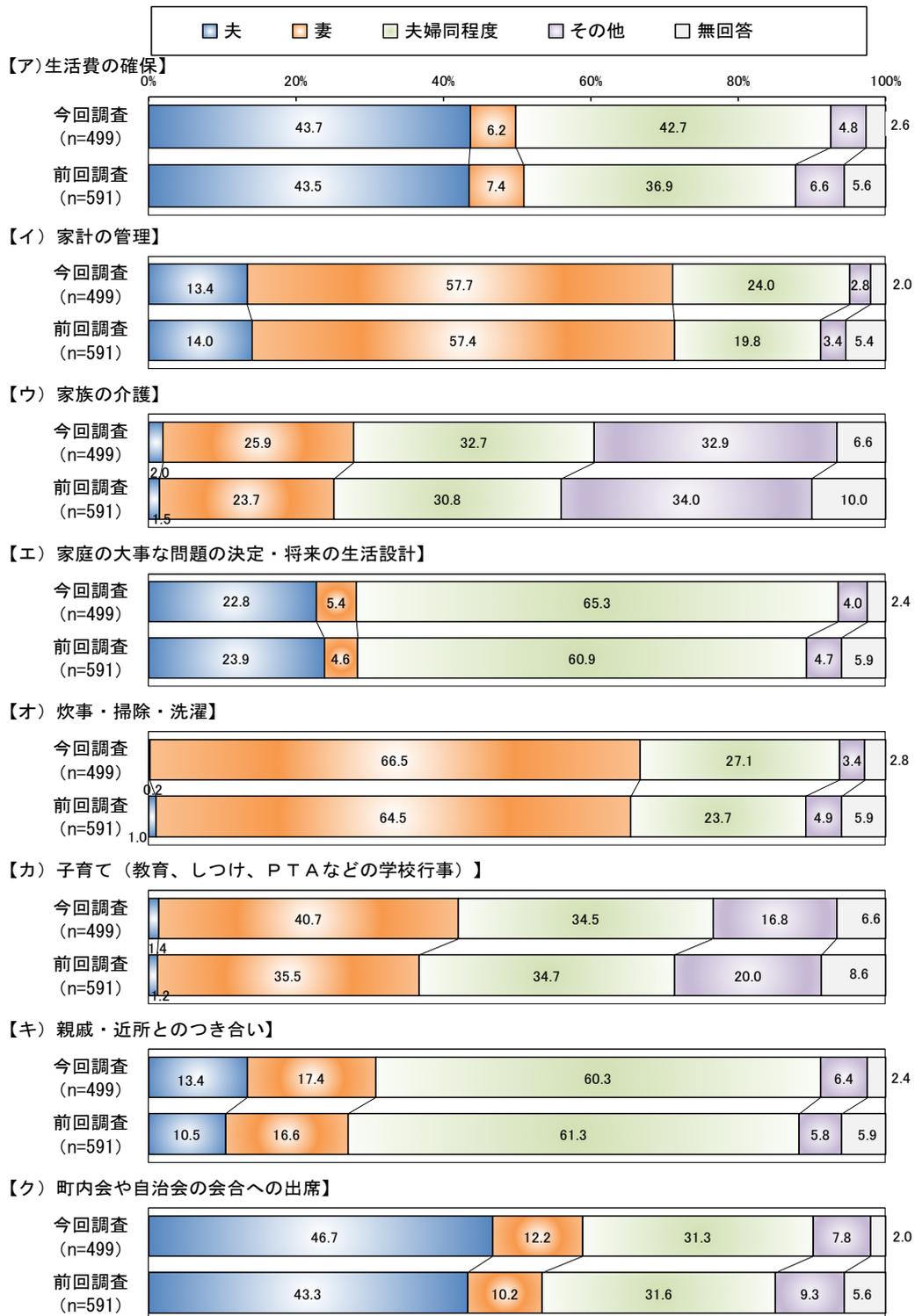
選択肢	合計	男性の方が優遇 されている	どちらかといえば 男性の方が優遇 されている	どちらかといえば 女性の方が優遇 されている	女性の方が優遇 されている
有効回答者数	A~D合計	A	B	C	D
評価得点 = $\frac{\{A \times (+2) + B \times (+1) + C \times (-1) + D \times (-2)\}}{(A + B + C + D)}$					

男女の地位の平等感については、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場で」（67.1%）で、他の分野と比べて男女共同参画が一段進んでいると考えられます。

反対に、不平等感が特に高かったのは、「政治・経済活動の場で」や「慣習・しきたりで」、「社会全体について」で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の回答の合計が7割程度を超えています。これら三つの場面以外でも、「学校教育の場で」を除いたすべての場面で5割前後が『男性の方が優遇されている』としています。多くの場面で依然として男性優位の社会であると感じていることがわかります。

なお、前回調査も含めて、すべての場面において平均得点はマイナスであり、男性優遇社会の意識が色濃く出ています。

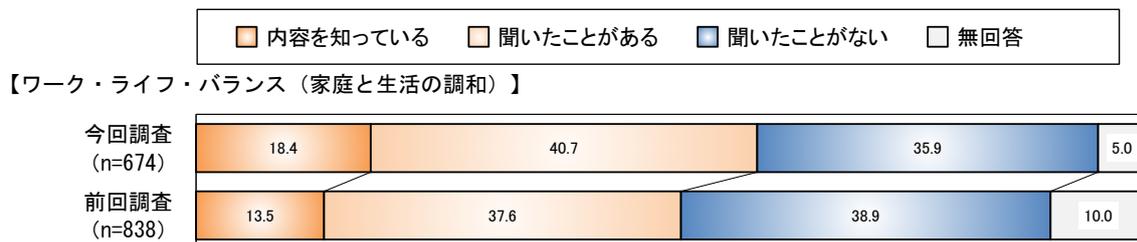
(3) 家庭生活・子育て等について



家庭生活や子育て等の分担について主に担当している方をたずねたところ、「町内会や自治会への会合の出席」や「生活費の確保」では、『夫』の割合が高く、「家計の管理」と「炊事・掃除・洗濯」や「子育て（教育、しつけ、PTAなどの学校行事）」では、『妻』の割合が高くなっています。

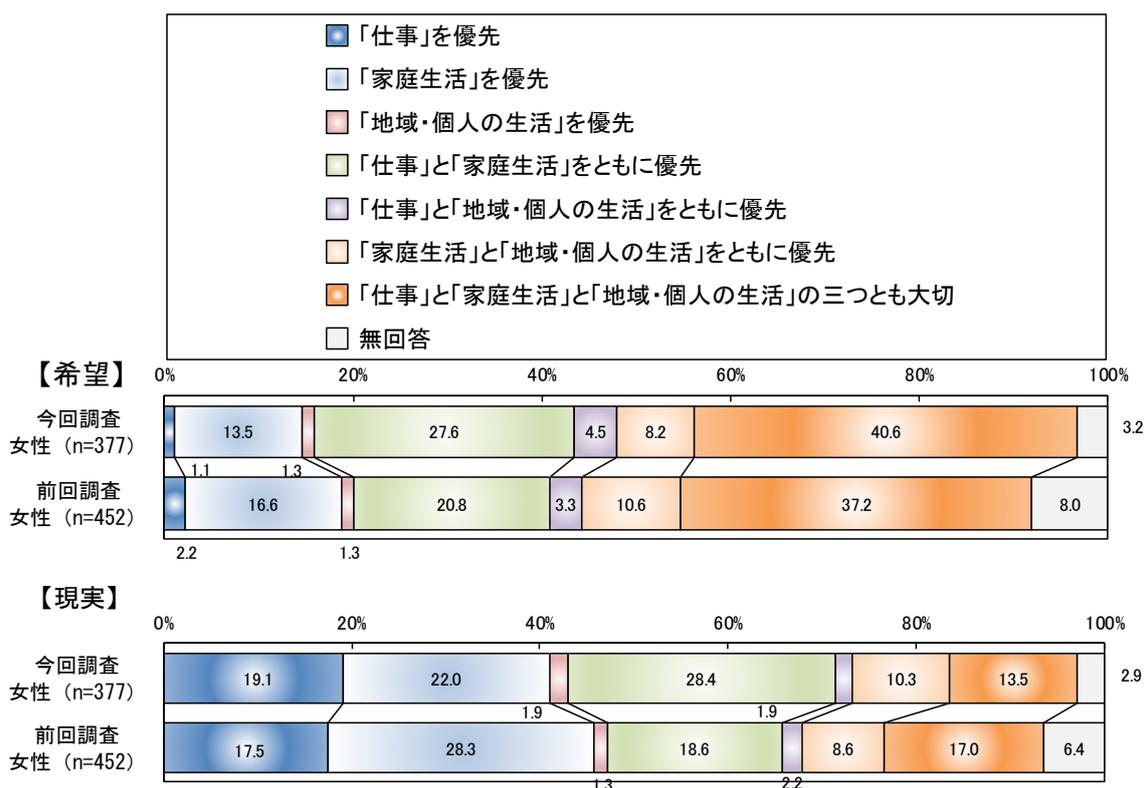
「家族の介護」、「家庭の大事な問題の決定・将来の生活設計」、「親戚・近所とのつき合い」では『夫婦同程度』の割合が高くなっています。

(4) ワーク・ライフ・バランスの認知度について



「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を見ると、『知っている（「内容を知っている」と「聞いたことがある」の合計）は59.1%となっており、前回調査と比較すると8.0ポイント増加しています。

(5) 生活の中での優先度について（女性の結果について）

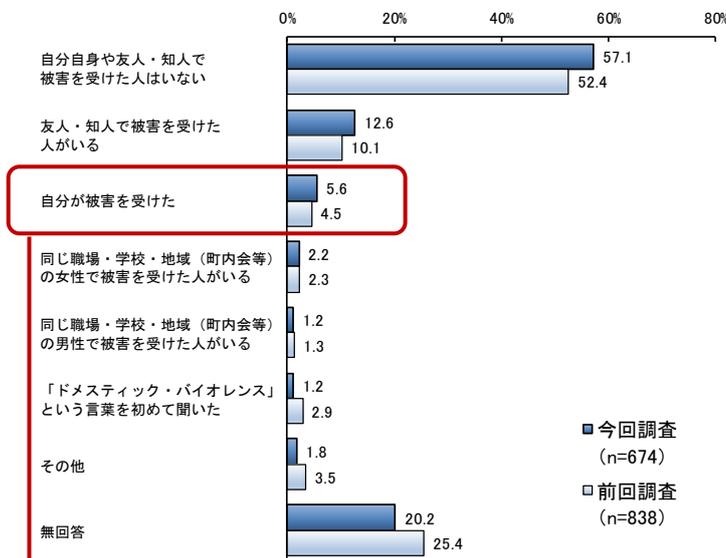


女性の生活の中での優先度について【希望】と【現実】を比較すると、【希望】では「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の三つとも大切」が40.6%で最も高く、【現実】では「仕事、家庭生活をともに優先」が26.4%で最も高く、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の三つとも大切」は13.5%となっています。

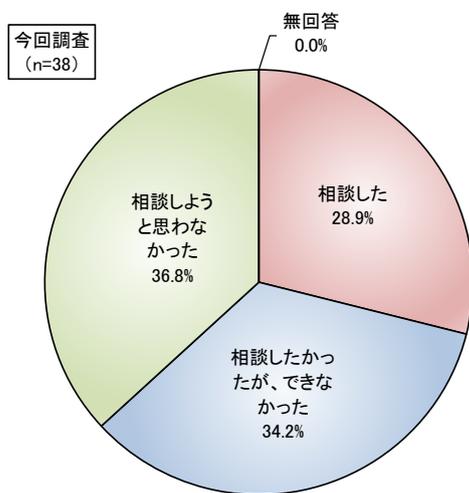
(6) ドメスティック・バイオレンスの被害状況と

ドメスティック・バイオレンスを受けた際に相談しなかった理由について

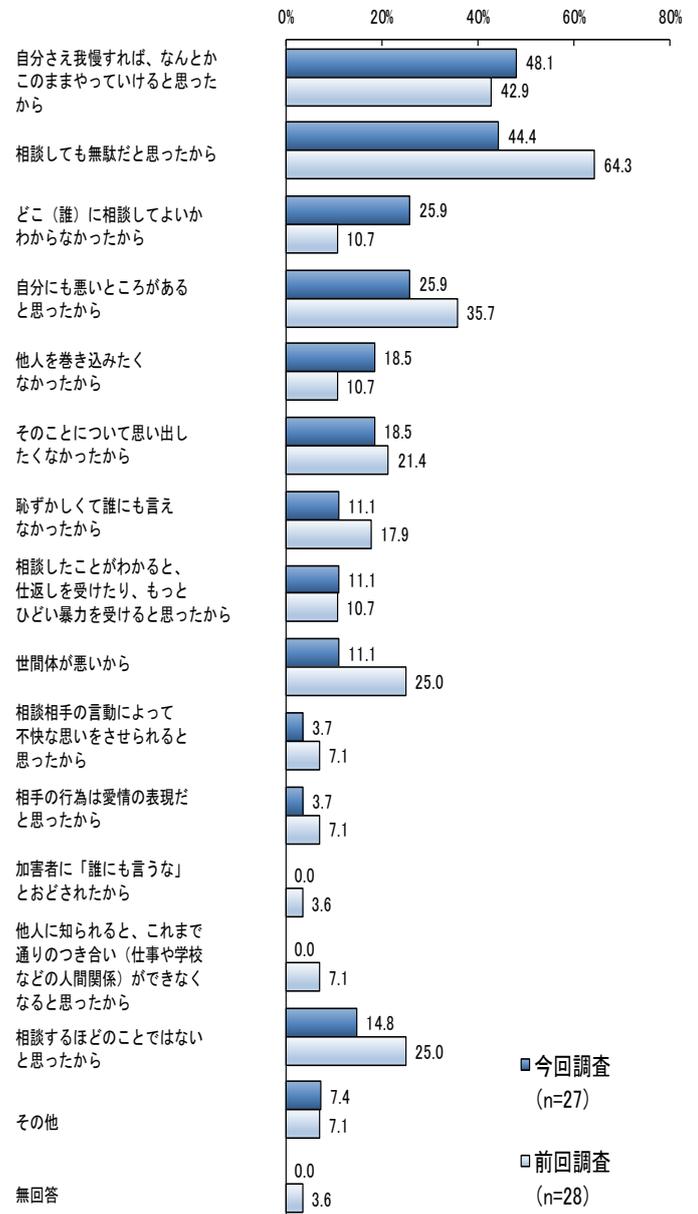
【被害状況】



【相談状況】



【相談しなかった理由】



自身がドメスティック・バイオレンスの被害を受けた方は5.6%で、前回調査より割合は若干ですが上昇しています。

自身がドメスティック・バイオレンスの被害を受けた方で、誰（どこ）にも『相談したかったができなかった、あるいは、相談しようと思わなかった』は約7割で、その理由をたずねたところ、約4人に1人は「どこ（誰）に相談してよいかわからなかったから」と回答しています。

3 第2次村上市男女共同参画計画の評価

(1) 「第2次計画」の進捗状況

本市では、「第2次計画」で位置付けた58の事業に対し、担当課による自己評価を毎年度実施し、「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」で検証及び審議を行い、進捗状況を公表してきました。

以下は、2021年度（令和3年度）に行った事業を総合的に評価した主な結果です。

【基本目標1 男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり】の進捗状況

基本目標	施策の方向性	具体的施策	
1、男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり			
1-（1）男女共同参画への意識づくり			
	(1) 男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進	情報発信の機会が少ない中でも、市のあらゆる事業において男女共同参画を意識した対応を心掛けている。	今後に向けた改善点など 市報やホームページ等を利用して、「男女の役割の固定観念をなくす」をテーマに情報発信しながら、男女共同参画に向けた意識啓発を進める。
1-（2）男女共同参画推進のための学習等機会の充実			
	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育・生涯学習の充実	子どもの成育に応じた道徳教育により、公正性・公平性を身に付けるよう指導している。また、教育に携わる教職員を対象とした人権教育研究会を開催している。	今後に向けた改善点など 引き続き、道徳の授業を通じ、公正性、公平性を身に付けるよう指導の充実を図るとともに、教職員が男女共同参画意識を高めることができるよう、研修等の取組を促進する。
1-（3）配偶者などからの暴力とセクシャル・ハラスメント等の根絶			
	(1) 暴力の予防と意識啓発【重点施策】	市報、リーフレットやホームページ等でDVや児童虐待防止の啓発活動を実施。学校教育活動の中でも暴力の防止・根絶に向けて啓発を行い、保護者にも取組を周知している。	今後に向けた改善点など 市報、ホームページやポスターでの啓発活動を継続するとともに、学習機会の提供に努める。
	(2) 被害者支援に関する施策の推進	相談体制の充実を図るべく、女性相談研修など各種研修への参加を促した。リーフレットの設置やHPにて、相談機関や窓口の情報提供に努めた。	今後に向けた改善点など 誰もが相談・申告しやすい環境の整備や情報提供に努める。
	(3) 各種ハラスメント防止の啓発	職員向け電子掲示板に、ハラスメントに対する相談窓口の案内を掲載した。関係機関の各種情報をホームページで提供した。	今後に向けた改善点など 引き続き、情報提供に努める。

【基本目標2 男女がともに参画しやすいまちづくり】の進捗状況

2、男女がともに参画しやすいまちづくり		
2-(1) 様々な場における女性の活躍推進		
(1) 職場における女性活躍の推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	企業に対し、女性就労環境向上事業補助金の活用や新潟県ハッピーパートナー企業への登録を推進し、企業内における女性の参画機会の創出を図った。	女性が積極的に活躍できるよう関連団体と連携した取組を推進していく。
(2) 各種審議会・委員会など施策決定の場への女性の参画拡大	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	女性が中心となった団体の立ち上げ等もあり、女性登用への努力の成果は着実に現れている。「家庭教育支援チーム」とともに親の学習支援活動を行った。	積極的に女性の登用を推進し、「家庭教育支援チーム」に対する継続的な支援を行うとともに、女性団体の支援や新たな人材育成や情報提供に努める。
(3) 市の女性職員の職域拡大と登用推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	管理職員に占める女性の割合 13.3%(H31.4.1)⇒17.9%(R3.4.1) 特定事業主計画に定めた目標に向け実施。	令和3年度までに管理職に占める女性の割合を20%以上にする
(4) あらゆる分野への女性の参画支援・人材育成	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	まちづくり協議会の研修会では、女性が中心となって企画した事業や主体的に参画している事業も発表される等、女性組織の取組が進んでいる。	女性の人材育成などを支援するため、各種セミナーなどの情報提供を積極的に努める。
2-(2) その他の場面(防災、心や身体等)における男女共同参画の推進		
(1) 心とからだの健康づくり支援	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	こころと身体のなんでも相談会を毎月実施した。また、地区の健康講演会等で心とからだの健康づくりについて講話や相談窓口のPRを行った。妊婦検診、特定健診、がん検診等を実施した。健康・維持増進のため相談会や家庭訪問等で保健指導を実施した。	相談会や講演会を通じ、健康を適切に管理・改善するための教育・学習を推進する。女性の健康・維持増進のため、各種検診を行うとともに相談会及び家庭訪問等といった保険事業の推進を図る。
(2) 性差を理解し、尊重し合う意識の啓発	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	思春期相談を市報でPRを実施した。成人式では、性に関する啓発活動は行っていない。	相談事業を引き続き行うとともに、県や関連団体と連携し、普及啓発に努める。
(3) 地域防災における男女共同参画	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	女性防災士8名の養成を行った。農協女性防火クラブ及び女性団員で構成される消防団広報指導分団と連携し、秋の火災予防運動週間に防火啓発活動を実施することができた。	更なる女性防災士の養成及び女性防災士が活動しやすい環境整備に努める。
(4) 誰もが安全安心に暮らせるまちづくりの推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進している。社会的弱者への配慮について相談があった場合は、担当課と連携して対応した。	各種相談受付も含め、高齢者や障がい者等、社会的弱者も安心して暮らせるまちづくりの推進に努める。

【基本目標3 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり】の進捗状況

3、男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり		
3-（1）家庭生活における男女共同参画の推進		
(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	男性の家事参加のため、関係機関と連携し料理教室を実施した。各種事業の中で伝えられることがあれば、伝えるようにしている。	地区の健康教育等で家事や介護の男性参加について引き続き話題提供していく。
(2) 子育て・介護支援の充実	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	妊娠届出時にパパの育児参加についてリーフレットを配布。乳幼児健診では父の育児参加について啓発を行った。	子育てや介護への支援を拡充しつつ、子育てや介護が、男女、そして地域が担うものという意識の醸成に努める。
3-（2）働く場における男女共同参画の推進		
(1) 働く場における機会・待遇の均等の推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	関係機関の各種情報をホームページで提供した。企業訪問時に男女雇用機会均等法等の資料を提供し啓発を図った。	ホームページなどへの掲載の工夫に努める。
(2) 男女がともに働きやすい環境づくり	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	事業者向けの広報誌などを通じ、PRを行った。また、企業訪問時にハッピー・パートナー企業への登録を促した。	事業所等へのPRを工夫するとともに、引き続き、ハッピー・パートナー企業への登録メリットを情報提供する。
(3) 農林水産業、商工業などの自営業者に従事する女性への支援	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	窓口に関連するチラシを設置したり、関係機関の各種情報をホームページで提供した。村上市産業支援プログラムの活用を推進し、女性の参画機会の創出を図った。	女性の活躍を推進するため、情報提供及び支援事業を活用し多様な学習機会の提供に努める。
3-（3）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進		
(1) 男女がともに支え合う家族・地域づくり	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	国県のワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供を行った。	企業や各種団体と連携した講演会やセミナー等で啓発に努める。
(2) 介護支援・子育て支援サービスの充実	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	介護者の負担軽減や精神的なやすらぎを得られるよう、参加者同士の交流会や医師による講演を実施した。育児相談、離乳食相談、子育て相談事業、育児講座等定期的に実施し、必要時に関係機関と連携を図った。	子育てや介護への支援を拡充しつつ、子育てや介護が、男女、そして地域が担うものという意識の醸成に努める。
(3) 男性の家庭における活動への参加の促進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	男性を対象とした介護予防教室の食事指導をきっかけに調理したメニューの画像を参加者同士で公開しあい、意識啓発につなげた。	男性が男女共同参画に関連する講座や研修会に更に参加しやすい方法を検討していく。
(4) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	窓口にてチラシ設置、関係機関の各種情報をホームページに掲載したほか、企業訪問時に資料提供した。	ハローワーク、商工会議所、各商工会、雇用対策協議会の会報での掲載を引き続きお願いしていくとともに、ホームページなどへの掲載の工夫に努める。

(2) 「第2次計画」で設定した目標の達成状況

「第2次計画」では、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして「施策の成果目標」15項目を設定しました。それぞれの項目について目標値（令和4年度）を設定し、目標値達成に向けて毎年度ごとに進捗状況調査を行いまとめ、結果として、令和4年度の段階で15項目のうち目標値を達成した項目が3項目となりました。

目標値を達成できなかった項目の、特に「男女共同参画に関する講演会・研修会、講座等の実施」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による各講演会等の中止や制限による影響もあり開催等の中止を余儀なくされたものです。

以下は、「第2次計画」の成果を計る目安として定めた指標の数値結果です。

《 第2次計画時の目標指標の数値結果 》

基本目標1 男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり			
施策の方向性1－(1) 男女共同参画への意識づくり			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
「家庭生活の中での男女の地位が平等である」と思う人の割合	39.1%	50.0%	38.6%
「慣習・しきたりでの男女の地位が平等である」と思う人の割合	18.6%	30.0%	19.4%
施策の方向性1－(2) 男女共同参画推進のための学習等機会の充実			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
「村上市男女共同参画計画を知っている」人の割合	30.6%	40.0%	34.2%
「学校教育の場での男女の地位が平等である」と思う人の割合	66.9%	75.0%	67.1%
男女共同参画に関する講演会・研修会、講座等の実施	年1回実施	年3回実施	年2回実施
施策の方向性1－(3) 配偶者などからの暴力とセクシャル・ハラスメント等の根絶			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
ドメスティック・バイオレンス被害者で「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」と答えた人の割合	10.7%	皆無 (-)	25.9%
セクシャル・ハラスメント被害者で「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」と答えた人の割合	10.0%	皆無 (-)	23.1%

基本目標2 男女がともに参画しやすいまちづくり			
施策の方向性2－(1) 様々な場における女性の活躍推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
女性委員のいない 審議会等の割合	22.7% (10/44組織)	0% (0/全組織)	35.4% (17/48 組織)
市の各種審議会等における 女性登用率	19.3%	25.0%	20.9%
市職員の管理職（保育士・消防職 員・技能員を除く係長以上）に 占める女性職員の割合	22.1%	25.0%	25.9%
施策の方向性2－(2) その他の場面（防災、心や身体等）における男女共同参画の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
男女共同参画の視点に配慮した 防災訓練や防災研修の実施	年1回実施	年1回実施	年 21 回実施
基本目標3 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり			
施策の方向性3－(1) 家庭生活における男女共同参画の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
男性向け家事・育児・介護に 関する各種講座の開催	7 講座	10講座	4 講座
施策の方向性3－(2) 働く場における男女共同参画の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
ハッピー・パートナー 企業登録数	28社	40社	45 社
家族経営協定締結数	84件	100件	27 件
施策の方向性3－(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
ワーク・ライフ・バランスの 認知度	女性：49.5% 男性：53.8%	女性：60.0% 男性：60.0%	女性：54.9% 男性：64.4%

4 課題の整理と今後取り組むべき重点対策

社会情勢や各種統計データ、市民意識調査結果、「第2次計画」の進捗状況等から、男女共同参画における本市の主要な課題と重点的に行う対策を以下の3つにまとめました。これら以外にも様々な課題は散在しており、それらの課題については、「第4章 施策の展開」に記載した、それぞれの課題に対応する施策を推進することで解消をはかっていきます。

(1) あらゆる暴力の防止とDVや困難を抱える人への支援が必要

【現状】

- ◆市民意識調査をみると、DVを受けたことを相談しなかった（できなかった、しようと思わなかった）方が依然として被害者の約7割を占め、その理由として4人に1人程度が相談先不明としています。一方で、相談した方の相談先については、家族・親戚や友人・知人が高く、警察や公的機関は低くなっています。
- ◆新型コロナウイルスの世界的流行の影響で、在宅時間の増加やストレスからDVの増加や深刻化が進んでいます。
- ◆国では、DV防止法の改正により、DV被害者の保護対策の強化が進められています。また、パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアルハラスメントの防止対策も強化され、事業者や団体とも連携を図り、広く取組を推進していく必要があります。

【課題】

- ◆DVを受けても公的機関へ相談する人は少なく、情報が行き届いていない、あるいは公的機関の相談窓口の利用を躊躇していることが懸念されます。

【対策】

DVやハラスメントに対する正しい理解を深めるとともに、被害者の早期発見・早期対応につなげるため、相談窓口についての周知が必要です。

また、女性だけでなく男性の被害者も支援が受けやすいような、体制づくりを進めることが必要です。

(2) 女性がより活躍できる環境づくりが必要

【現状】

- ◆政策・方針決定の場への女性の参画状況では、審議会委員、市の管理職、自治会長等のいずれの場面においても女性の割合が男性より低くなっています。
- ◆女性の雇用形態は、約4割が「パート・アルバイト・その他」であり、男性に比べて高くなっています。
- ◆市民意識調査をみると、女性のワーク・ライフ・バランスに関して「希望」と「現実」に乖離がみられます。

【課題】

- ◆出産や育児・介護など、家庭の事情を理由とした離職は女性に偏っています。
- ◆政策・方針決定の場や企業等の管理的立場における女性の参画拡大、柔軟な働き方の実現等、女性が活躍できる地域づくりが地方創生の観点からも求められます。

【対策】

政策・方針決定の場への女性の参画に向け、女性委員のいない審議会等については、女性登用を促進するための更なる取組が必要です。

あらゆる分野や場面で、女性活躍促進に向けて、女性のエンパワーメントに関する周知・啓発、企業等におけるポジティブ・アクションの促進等による、意識改革を図ることが必要です。

育児や介護により、働きたいにもかかわらず一旦、離職する女性が少なくないことから、多様な働き方を促進することにより離職者を減少させるとともに、育児を終えた方や、離職者・転職者の再就職・再雇用の支援を行うことが必要です。

(3) あらゆる場面における意識改革が必要

【現状】

- ◆市民意識調査をみると、男女の平等感は多くの項目で「男性優遇」の考え方が強く、日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の実際についても多くは女性の分担となっています。
- ◆同じく、市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という固定的な性別役割分担意識は、前回調査時より薄れるなどの改善が見られますが、いまだに根強く残っています。

【課題】

- ◆家庭をはじめとして、性別役割分担意識が依然として残っていることがうかがえ、女性の活躍を阻害する要因となっています。あらゆる場面における意識改革が重要となっています。

【対策】

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がいまだに根強く残っていることから、その解消に向け、今後は、ライフステージに応じて広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

1 基本理念

『第2次村上市男女共同参画計画』で掲げた基本理念を基調とし、同時に『第3次村上市総合計画』で定める基本目標5（多様性の広がるまち）を重視しつつ、誰もがそれぞれの個性を認め合いながら、協力し支え合えるまちづくりを目指します。

基本理念

だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、
あふれる笑顔のまち村上

2 基本目標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げます。

基本目標1

互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」とどまらず、年齢も国籍も性的指向・性自認(性同一性)に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、共生できる社会の実現にもつながります。また、家庭・学校・地域・職場を通して、人権教育や男女の相互理解について学び、男女共同参画の意識と理解を深めていくことが重要です。そのため、市民一人一人が意識を見直すことができるよう広報・啓発活動を進めます。

基本目標2

家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり
【村上市女性活躍推進計画】

笑顔のあふれるまちの実現のためには、一人一人が責任をもって家庭や地域、職場での活動を担い、あらゆる分野に参画できることが大切です。そのため、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、生き生きと活躍できる環境づくりを進めます。

基本目標 3

だれもが安心して暮らせるまちづくり

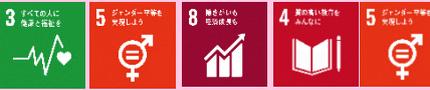
新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしており、市民一人一人に寄り添った支援を進めます。また、誰もが個性と能力を発揮して活躍し、笑顔のあふれるまちを実現していくためには、男女がともに仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要です。性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合えることが必要であり、心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりを進めます。さらに、男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。

基本目標 4

男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり 【村上市DV防止基本計画】

DVや様々な暴力、ハラスメント等などは重大な人権侵害であり、どのような場合や理由であっても決して許されるものではありません。これら被害の中には、生命の危険にさらされているもの、子どもへの虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、市役所内関係課・関係機関等との連携を一層強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を進めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p>だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、あふれる笑顔のまち村上</p>	<p>基本目標 1 互いに認め合い、 尊重し合えるまちづくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画社会についての 広報・啓発の推進 41 頁 (2) 男女共同参画推進のための 学習等機会の充実 43 頁 (3) 身近な地域における 男女共同参画の促進 44 頁 (4) 多様性を尊重する環境の整備 45 頁
	<p>基本目標 2 家庭も仕事も男女がともに 活躍できるまちづくり 【村上市女性活躍推進計画】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 働く場における女性活躍の推進 46 頁 (2) ワーク・ライフ・バランス並びに 仕事と子育てや介護等が両立できる 環境整備の推進 48 頁 (3) 農林水産業・商工自営業等のあらゆる 分野における男女共同参画の促進 50 頁 (4) 政策・方針決定過程への 女性の参画拡大 52 頁
	<p>基本目標 3 だれもが安心して 暮らせるまちづくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の安全・防災活動における 男女共同参画の促進 54 頁 (2) 環境保全活動における 男女共同参画の推進 55 頁 (3) 困難を抱えた女性等への支援 55 頁 (4) 男女の生涯にわたる 健康支援の充実 56 頁
	<p>基本目標 4 男女間のあらゆる暴力を 根絶するまちづくり 【村上市DV防止基本計画】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) DVや性的暴力防止の ための啓発 58 頁 (2) 相談体制の充実と 被害者の安全確保 60 頁 (3) 自立に向けた 支援体制の充実 62 頁

第4章 施策の展開（基本目標と具体的施策）

■ 第4章の見方

基本目標1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり

基本目標2 家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり

基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり

■ 第4章の見方

第4章は、基本目標1～4から展開される施策の内容及び、具体的な取組内容を記載しています。

施策と関連の深いSDGsをアイコンで表示しています。

基本目標1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり



基本目標の名称

施策の方向性の名称

施策の方向性 1-(1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進

継続

施策の方向等

【現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、<男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい>という考え方について「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」を合わせると、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っています。人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別意識を根絶し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

本市が取り組むべき課題や施策の方向性を記述しています。

★男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利を認め合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生き、多様な活動や取組を継続していきます。また、男女共同参画に関する市民意識調査結果を公表するなど、家庭や職場、地域での男女共同参画関連の情報を提供し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

具体的な施策の内容を記述しています。

施策の具体的な内容

①男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種広報・啓発活動を行います。なお、取組に当たってはSNSやWEBを活用して市民の利便性向上に努めます。

a) 市広報紙等による啓発

多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を行います。

施策に伴う事業の内容を記述しています。

b) 男女共同参画情報紙等の発行

市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。

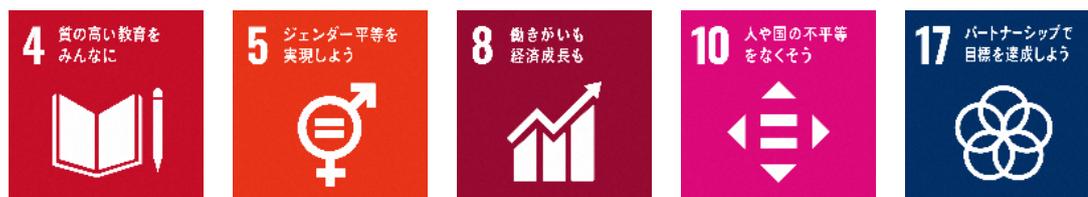
c) 男女共同参画講座・講演会等の開催

男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。

d) 国や県と連携した啓発活動

国や県と連携した啓発活動の実施を検討します。

基本目標 1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり



施策の方向性 1-(1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進

継続

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、<男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい>という考え方について「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」を合わせた『そう思う』という回答が 28.0%と、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

★男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利をお互いに尊重し合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生きられるよう、広報・啓発活動を継続していきます。また、男女共同参画に関する市民意識調査結果等を公表するなど、家庭や職場、地域での男女共同参画関連の情報を提供し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

施策の具体的な内容

①男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種広報・啓発活動を行います。なお、取組に当たっては SNS や WEB を活用して市民の利便性向上に努めます。

a) 市広報紙等による啓発

多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。

b) 男女共同参画情報紙等の発行

市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。

c) 男女共同参画講座・講演会等の開催

男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。

d) 国や県と連携した啓発活動

国や県と連携した啓発活動の実施を検討します。

施策の具体的な内容

②家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進

家庭・職場・地域における社会慣行について男女共同参画の視点からの見直しを促進します。

a) 男女共同参画に関するオンラインセミナー・出前講座の開催

男女共同参画への理解を深めるため、開催の検討を行います。

b) 男性向け講座の拡充

講座等を活用して、特に男性に向けた男女平等意識を啓発します。

③男女共同参画に関する情報収集と提供

男女共同参画に関する取組事例や、国、県、近隣市町村等の情報を収集し、市民や事業者へ提供します。

a) ウェブサイト、リーフレット等による情報収集と提供

男女共同参画に関する情報を収集・提供します。

b) 情報提供の強化

情報コーナーにおける関連図書や映像資料の貸出や、国・県・近隣市町村の関連資料等の情報収集と提供を行います。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、「学校だけでなく、企業でも研修で学ぶ機会をつくるべき。就学前の児童からも教育を推進するべき。」との意見が寄せられました。男女共同参画についての士気を高めていくうえで、教育・学習の果たす役割は極めて大きく、家庭・学校・地域社会等の様々な場において、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められます。

★様々な機会を通して市民の学習機会の充実を図ります。また、学校教育においては、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、次代を担う子どもたちに男女共同参画の意識を育みます。

施策の具体的な内容

①市民への学習機会の充実

男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、講座や意見交換会等、学習機会の充実を図ります。

a) 市民等への学習機会の提供

男女共同参画社会づくりについての理解を深めるため、幅広い世代の市民を対象に講座・セミナー等を開催します。

b) 団体・グループ等の学習支援

男女共同参画の意識が広まるよう、団体やグループ等に向け、学習情報を提供します。

c) 事業者内研修の推進

働く場での男女共同参画を促進するため、事業者内で研修が行われるよう働きかけます。

d) 子育て期にある男女の学習参加支援

子育て期の男女が共に学習の場に参加しやすくするため、開催会場において乳幼児一時保育の実施を推進します。

②男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女平等に関する教職員の研修参加及び男女共同参画の視点を取り入れた教育と事業を推進します。

a) 教育・保育関係者への研修の推進

男女共同参画社会の理解と意識醸成のため、教育・保育関係者に対する研修の充実を図ります。また、性の多様性に配慮した指導・支援が実践されるよう、教育・保育関係職員の研修を行います。

b) 多様な選択を可能にする指導の推進

児童・生徒の一人一人が主体的に多様な進路選択ができるよう、学校や地域でキャリア教育、キャリア形成を支援するための指導を行い、進路指導の充実を図ります。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■地域（町内会長）において、本市の女性会長の比率は1.8%と、全国平均の6.9%と比較すると依然として女性の参画が遅れています。地域は、社会を構成するための生活の基本的な場です。地域活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、誰もがともに参画できるような社会づくりが求められます。

★地域活動における男女平等と男女共同参画意識の醸成と啓発に努めます。

施策の具体的な内容

①コミュニティ活動における男女共同参画の促進

P T A、自治会、青少年育成活動などへの男女ともに参加しやすい環境づくりを進め、様々なコミュニティ活動への男女共同参画を促進します。

a) 地域活動団体への意識啓発推進

自治会等地域組織への意識啓発と連携の強化を進めるとともに、男女の生き方に影響を与えている社会制度、慣習について、男女共同参画を阻害する要因となっていないか、見直しを含めた検討を促進します。

b) 市民対象の男女共同参画啓発事業の実施

コミュニティ活動において、女性の意見が反映されるよう自治会等地域組織を対象とした学習機会の充実に努めます。

②社会活動への参加啓発

男女がともに知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた笑顔のあふれるまちづくりが推進されるよう、地域振興を担う自治会等の意思決定の場への女性の参画を促進します。

a) 意思決定の場への女性の参画促進

女性の社会参画を促進するため、様々な活動に取り組んでいる団体・グループの自主活動に対し、情報提供をはじめ、団体間の交流機会の拡大など、その活動を支援し、一層の連携を進めます。

b) 女性団体の活動支援

他地域の取組事例に関する情報提供や学習機会を創出するなど、活動をしている方々のグループ化や新たな団体・グループの立ち上げ支援、活動支援に努めます。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、「何らかのジェンダー・ハラスメントを受けたことのある方」は41.4%となっています。LGBTQ等の性的少数者に関する認知や理解は少しずつ広がりを見せていますが、LGBTQ等の方たちの中には差別や偏見を恐れて、本当の自分を周りに言えないまま過ごしている方もいます。誰もが一人の人間として尊重され、性の違いによる差別を受けることなく、個人として能力を発揮できる機会を得られるなど、それぞれの持つ特性を理解し、尊重し合うことが大切です。

★言語や視覚、聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女共同参画に配慮した表現を推進し、固定的な性別役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現等に十分留意するよう、研修や啓発に取り組みます。また、メディア情報の背景にある価値観や意図を分析、評価する力（メディア・リテラシー）を向上させ、女性軽視・蔑視につながる表現に対して「気づく」能力を養成していきます。さらに、多様な性についての理解を深めるための情報提供や相談体制、教育を充実していきます。

施策の具体的な内容

①性的マイノリティ（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の推進

性的指向や性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを促進します。

a)性的マイノリティ（LGBTQ等）に関する啓発

多様な性についての理解促進のため、研修や講座等での啓発活動や、市広報紙やウェブサイト等での周知を行います。また、本市においてもパートナーシップ宣誓制度の導入に関して、検討を開始します。

b)多様な性についての教育の推進

子どもの発達の段階に応じて、多様な性について適切な指導を行うため、教職員に関係機関からの情報や資料を提供します。

c)相談体制の充実

人権相談事業について、国の相談窓口と連携し、対応の充実を図ります。

②メディアにおける人権擁護の促進

メディア・リテラシーの向上を図るため、学校教育の推進及び児童・生徒、保護者等に学習機会の提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った公的刊行物の作成・発行を促進します。

a)情報モラルに関する学習機会の充実

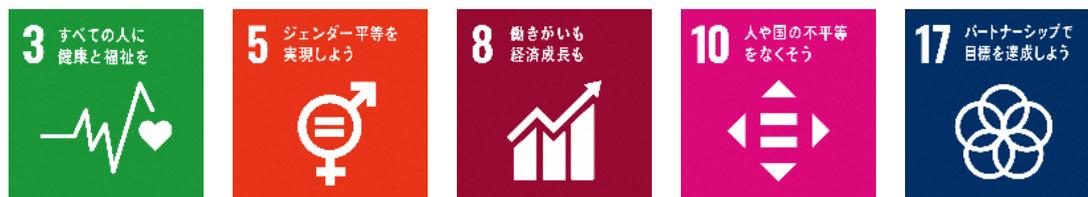
子ども、保護者等を対象にテレビやラジオ、雑誌、インターネット等のメディア上に発信した情報に対する責任、情報の安全な利用などの情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できる力がつくよう、学校教育等を通じて充実を図ります。

b)市職員への国や県のガイドラインの周知と活用の促進

男女共同参画の視点から公的刊行物や広報等の作成・発行において、表現に留意するように促します。

基本目標2 家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり

【村上市女性活躍推進計画】



施策の方向性 2-(1) 働く場における女性活躍の推進

拡充

重点

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、職場の中での男女の地位の平等感は「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が48.5%あり、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。管理職等における女性の割合も徐々に増えてきてはいますが、いまだ低水準であり、女性の能力の発揮は十分とは言えないのが現状です。これらの要因としては、固定的な性別役割分担意識が解消されていないことや、男性中心の企業意識・慣行がいまだ根強く残っていることが考えられます。女性があらゆる分野にて能力を発揮し活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進と、女性自身がエンパワーメントを高められるよう意識づくりを行う必要があります。

★女性が個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、男女間の格差をなくし、公平な対応が受けられ、働きたい女性が出産・子育て・介護などにより、一旦休職や退職した後も希望に応じた働き方ができるような支援や職場環境の改善などへの積極的な取組が不可欠なため、引き続き企業に対し、働く場における男女共同参画が推進されるよう、男女の均等な雇用の機会と平等な待遇確保を図るための働きかけを行っていきます。

施策の具体的な内容

①男女の雇用機会における平等の促進

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が図られる等、県と連携して企業等への啓発を推進するとともに、労働に関する相談事業を周知します。

a) 事業者に対する男女雇用機会均等法など労働に関する法律の周知

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」における主に女性に関する分野について、啓発や情報コーナー等を活用した情報提供を行います。

b) 相談窓口の周知

労働環境の改善を図るため、労働条件や労働に関する相談窓口の周知を行います。

施策の具体的な内容

②女性が能力を発揮できる環境づくり

女性がスキルアップを図るための講座情報を提供する等、女性の能力開発・向上を支援するとともに、個々の価値観やライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、在宅勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な就業形態での就労を支援します。

a) 各種技術取得講座情報の周知

資格や技術取得に関する情報を収集・提供します。

b) 講座、講演会等へ参加しやすい環境づくり

スキルアップ等の講座・講演会への参加がしやすいよう、保育付き事業開催の推進を図ります。

c) 多様な就労形態の周知・普及

在宅勤務やフレックスタイム制度等、仕事と家庭生活が両立しやすい多様な働き方を普及させるため、情報コーナー等の活用やチラシ配布など啓発・情報提供を行います。

施策の方向性 2-(2) ワーク・ライフ・バランス並びに
仕事と子育てや介護等が両立できる環境整備の推進

拡充

重点

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている割合は、「内容を知っている」「聞いたことがある」を合わせて 59.1%と前回調査と比較して向上していますが、「内容を知っている」という回答は約2割弱にとどまっています。また、女性の生活の中での優先度については、希望では「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の三つとも大切」との回答が 40.6%と一番多いのに対し、現実では「仕事を優先」する回答が多くなってきます。

★誰もがその能力を十分に発揮するために、性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の確保・改善に向けた取組やワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。

施策の具体的な内容

①固定的性別役割分担意識を解消するための啓発推進

男女が子育て、家事、教育など家庭における役割について相互に協力しながら責任を果たす意識の啓発を行います。

a) 男性中心型労働慣行見直しに関する情報等の周知・啓発

家庭における男女の固定的役割分担意識の是正を図るための男女共同参画の視点に立った情報提供に努めます。

b) 父親参加型イベントの開催

子育て支援センターで実施している教室や親子のふれあいの場等に、男性が積極的に参加してもらえるよう広報に努めるとともに、男性の家庭への参画を促進するための機会をとらえ、家事や育児の楽しさを伝えます。

c) 乳幼児健診や行政やNPO等が実施する子育て支援事業時における男性を含む子育てについての啓発実施

男性の子育てへの参加を促進するため、新たな日常生活における男性のための子育て教室など子育てに関する知識や技術を身につけるための機会の提供に努めます。

②多様なライフスタイルに対応した環境づくり

子育てや介護等と仕事や地域活動等が両立できるよう、保育サービス・子育て支援サービスの充実や、介護等の支援の充実を図ります。

a) 育児・介護休業制度の普及・啓発

育児や介護を協力して行い、仕事と両立ができるよう企業に対して制度等の啓発・情報提供を行います。

b) 学童保育の充実

放課後や夏休みなど学校休業日に、家庭に代わる生活の場として遊びや育成を行い、仕事と子育ての両立を図ります。

c) 子育て家庭への支援の充実

身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関と連携し、子育て家庭に対し各種制度の案内や情報提供を行います。

施策の具体的な内容

③ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを市民等に周知・啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得を働きかけます。

a) ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動

仕事と家庭生活、地域活動の調和が図られ、充実した生活を実現するため、市広報紙やパンフレット等にて広報・情報提供を行います。

b) 企業への情報提供

ワーク・ライフ・バランスについて市内事業者へ企業訪問時にチラシによる情報提供と啓発を行います。

c) 経営者・管理職の意識向上のための取組

部下のワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍、男性の家庭参画に対する経営者や管理職の理解を深めるため、関係団体と協力しながら「イクボス」の輪を広げ、学び合いを実施します。

④地域社会における男女共同参画の促進

地域における社会慣行について男女共同参画の視点で見直しを促進します。

a) ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての手助けが必要な方（預ける会員）と子育ての手助けができる方（預かる会員）が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを行います。

b) 子育てグループの活動支援の拡充

地域で子育てを支える取組事例に関する情報提供や学習機会を創出するなど、子育てグループの活動を支援し、地域で子育てを支える環境整備に努めます。

c) 地域福祉の推進

世代間交流事業の実施など、地域のつながりを通して地域福祉を推進します。

⑤だれもが地域活動に参画しやすい環境づくり

地域の活力が低下している集落の持続的発展を目指し、自治会等の地域活動団体の運営や活動に、誰もが積極的に参画し、個性や能力を発揮しながら活躍できるよう支援します。

a) 地域活動への女性の参画の推進

地域において女性の視点が反映されるよう、自治会役員への女性の登用の重要性に関する啓発を行うとともに、積極的な登用の促進に向けた支援を図ります。

加えて、PTAや子ども会、老人クラブ連合会等、地域における様々な組織や団体等の長において、女性の登用および女性の視点が反映されるよう啓発を行います。

b) ボランティア活動等における男女共同参画の推進

市内の市民活動団体の連携を深めるため、市民活動団体に関する情報を発信し、男女ともに福祉や環境、農林商工等の分野を問わず、ボランティア活動の参加を促進します。

c) 地域再生に向けた取組への支援

「まちづくり」組織の設立・運営の支援を行うとともに、性別や世代を超えたまちづくりへの参画を推進します。

施策の方向性 2-(3) 農林水産業・商工自営業等の
あらゆる分野における男女共同参画の促進

拡 充

【■現状や課題、★取組の方向性】

■農協や森林組合、漁協、商工業団体等の組織において女性の役員は少なく、経営方針決定などは男性中心に行われる場合が多くなっています。

★農林水産業、商工自営業等に従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるような環境づくりを進めていきます。また、特に女性自身の参画意欲や能力の向上を図るとともに、方針決定の場への女性の参画を積極的に促進します。

施策の具体的な内容

①あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の様々な分野において、性別に関わらず、個性が発揮できる職業を選択できるよう支援します。

a) 様々な分野における男女共同参画の推進

経済分野の団体活動を支援し、商工業団体等への女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげます。

b) リーダーとなる人材の育成

講座や研修等の学習機会を通して、各分野においてリーダーシップを発揮できる人材の育成に努めます。

c) 女性の起業に対する支援

起業を目指す女性に対し、村上商工会議所や市内商工会等の関係機関と連携しながら、窓口相談、創業塾やセミナー開催、各種補助制度等の様々な情報提供を行うとともに、経営能力の向上に向けた取組を支援します。

d) 女性のエンパワーメントの促進

女性の様々な分野へのチャレンジを支援するため、学習機会、相談等の情報提供を行い、女性の社会活動の促進を図ります。

e) 「ハッピー・パートナー企業」登録制度や「パパ・ママ子育て応援プラス」認定制度、

「えるぼし」認定制度の普及促進

新潟県が取組を支援する「ハッピー・パートナー企業登録制度(新潟県男女共同参画推進企業)」や認定する「パパ・ママ子育て応援プラス」、厚生労働省が女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対して行う「えるぼし」認定制度の周知・啓発を行います。

施策の具体的な内容

②家族経営・小規模事業者等への意識啓発の推進

家族や従事者での共同体制が必要となる家族経営や小規模事業者等に対して、男女共同参画の意識啓発の推進を図ります。

a) 村上商工会議所や市内商工会等との連携強化

家族経営や小規模事業者等に従事する女性の就労環境の改善に向けた啓発・情報提供を行います。

③農林水産業分野における女性の活躍推進

農林水産業の持続的発展に向けて、関係機関との連携のもと、女性就業者の育成・確保を図るとともに、より働きやすい環境づくりを進めます。

a) 家族経営協定の締結推進

家族で取り組む経営における働き方等の見直しを行い、男女がともに家事・育児を行える環境づくりや役割分担、労働に見合った報酬が得られ、経済的自立が図れるよう、家族経営協定締結の推進に努めます。

b) 女性の新規就業者に対する支援

農林水産業に携わっている女性と農林水産業を始めてみたい女性の交流の場を設け、女性の新規就業を促進するとともに、就業された女性同士のネットワーク化を図り、女性就業者の経営が向上するよう支援します。

④魅力ある観光地づくりに向けた女性人材の育成と組織化

観光客を迎え入れるための「おもてなしのまちづくり」を男女がともに協力し合いながら取り組むことにより、観光地としての魅力を磨きます。観光施設の従業員や宿泊業従業員、特産品の販売員など観光産業に直接携わる人々のみならず、地域の名所や名勝、歴史・文化のナビゲーター等、観光客に対して満足度の高いサービスを提供するため、男女共同参画による人材の育成や組織の強化を村上市観光協会等と連携しながら促進します。

a) 市民の観光振興への積極的な参加促進

「三面川の鮭」や「北限のお茶」をはじめとする、地域特産品や郷土料理、拡充を計画している道の駅「朝日」や「村上市スケートパーク」など、生活者である市民視点の地域文化の発信による観光振興や、観光地づくりについて、男女を問わず、積極的な参加を促せるように各種団体等と連携します

施策の方向性 2-(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

拡 充

重 点

【■現状や課題、★取組の方向性】

■本市においても、「審議会等の女性委員数」や「市議会の女性議員数」は、ほぼ横ばいとなっており、市職員においても女性管理職は少なく、職種や所属により男女の構成比が偏っている場合があります。国が掲げる「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という目標達成に向けて、職員の能力の活用といった、職員の任用や研修、管理職を見据えた女性職員に対する意識啓発など、様々な角度からの取組が求められます。

★女性自身が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画していける意識づくりを推進します。また、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要であり、まず、市自らが率先して取り組みます。今後も、女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性を登用しやすい環境づくりや女性への啓発と育成を続けていき、女性のエンパワーメント、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めます。

施策の具体的な内容

①市行政等の組織における性差のない登用の推進

審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、性別により異なる場合もあるため、その違いを踏まえた政策課題や様々な意見を十分反映できる市政運営に努めるとともに、女性の活躍を推進するための取組を規定した行動計画（村上市特定事業主行動計画）を策定し、行政における女性の参画を促進します。

a) 審議会等への女性委員の登用の推進

関係各課へ女性の登用率の向上や女性委員がいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。

b) 女性職員の管理職登用の推進

各職員の能力を公平に捉えつつ、女性の採用、職域の拡大を図るとともに、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に関する周知・公表を行い、管理職への女性の登用の推進を図ります。また、政策・方針決定の場への女性の参画推進を目的とした能力開発の研修、学習機会の充実に努めます。

c) 市職員の意識改革及び職場環境の整備

職員に向けた「男女共同参画セミナー」を開催し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容を周知し、男女共同参画の理解を深め意識改革を図ります。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等に関して、相談体制の充実に努めるため、相談員を任命し、ハラスメントの防止に努めます。

施策の具体的な内容

②事業者に対する働きかけ

女性の雇用や方針決定過程への参画、女性管理職等の積極的な登用について、事業者の理解促進に努めます。

a) 事業者に対するポジティブ・アクション（積極的改善措置）等の啓発実施

経営や組織運営等への女性の意思を反映することができるよう、企業・団体における経営方針決定の場への女性の参画促進の働きかけを行います。

b) 能力開発セミナー等の周知や情報提供

性別にかかわらず、生きがいをもって働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、就労環境の確保を促進します。

ポジティブ・アクションとは

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

*** 営業職に女性はほとんどいない**

*** 課長以上の管理職は男性が大半を占めている**

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。



ポジティブ・アクションに取り組んでいます

ポジティブ・アクション
普及促進のためのシン
ボルマーク「きらら」

《ポジティブ・アクションの取組事例》

中・小製造業 労働者数：73名（うち女性25名）

<取組内容>

1) 採用拡大

* 3年に1度開催される工業展において、女性が働いている写真をパネル展示し、女性の活躍に期待していることをアピールした。

2) 管理職登用

* 人事考課、評価者研修を各々2ヶ月に一度実施している。公正な人事考課を頻繁に行うことにより、特に若年層のモラル向上に資している。

* 女性2名を班長に登用したところ、他の女性も管理職登用の可能性があることを実感し、モラルの向上につながった。また、男性も女性の積極性と目の当たりにし、モラルの向上がみられる。

3) 職場環境・風土の改善

* 安全衛生委員会など各種会議に女性を参加させ、積極的に発言してもらうようにしている。これによって会議に参加し、発言するために女性自らが積極的に学習するようになった。

* 会社と各部署から選出された労働者が労働条件について話し合う労務委員会メンバーに、設立以来、女性は最低1名が就任している（現在3名）。ここで女性の意見を積極的に取り入れるようにしている。

（資料出典：厚生労働省ホームページより一部抜粋掲載）

基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちづくり



施策の方向性 3-(1) 地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進

継続

【■現状や課題、★取組の方向性】

■男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の整備が求められています。東日本大震災時には、避難所の運営方針において様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されない、女性の視点に立った避難所運営が不十分であることが指摘されました。地域には、様々な事情の方がおり、必要とする対策や支援は異なってきます。災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いを考慮しつつ、防災対策を推進することが必要です。

★地域防災計画を策定する際や、防災会議等に女性の参加を推進し、女性の意見が反映しやすい環境づくりを行います。また、過去の災害対応の経験と教訓から、防災・復興においては女性の参画とリーダーシップも不可欠なため、女性防災士や消防団員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため女性リーダーの育成の充実と、地域における個々の役割分担を明確にし、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

施策の具体的な内容

①地域の防災分野における男女共同参画の推進

地域の防災分野における男女のニーズの違いや女性への配慮等、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を促進します。

a) 女性消防団員の拡充と環境整備

消防団や自主防災組織をはじめとした地域における防災体制の構築に当たり、女性消防団員の任用拡充など男女の偏りのない組織づくりや男女共同参画によるネットワークづくりを積極的に推進します。

b) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

地域防災計画等に基づき、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した避難所運営や備蓄品の整備、避難所運営の構築を図ります。

c) 防災会議等への女性の参画

女性の登用を推進し女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定や見直しを行います。

d) 防災士資格取得の促進と支援

防災士養成講座等にて防災士を養成していく中で、地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■ゴミの増大、地球温暖化、大気や土壌の汚染、河川海洋の水質汚濁などの環境問題に対する関心が高まる中、本市の財産である豊かな自然を保全していくことが重要です。

★男女がともに身近な地域で環境保全活動を行うよう働きかけていくとともに、環境問題の解決のため、環境保全に関わる意思決定の場への男女共同参画を進めます。

施策の具体的な内容
<p>①環境保全活動の推進における男女共同参画</p> <p>地域環境の保全を図る活動から、身近な家庭生活における環境保全活動まで、様々な場面における取組について男女共同参画の視点を取り入れながら活動を進めます。</p> <p>a) <u>環境問題に関する情報発信</u> 環境問題に関して、男女共同参画の視点を踏まえた情報の収集・発信に努めます。</p> <p>b) <u>環境審議会等への女性登用の促進</u> 地域における環境保全の方針、方策を決定していく場への積極的な女性の登用を促進します。</p>

【■現状や課題、★取組の方向性】

■新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、中でも、非正規率の高い女性にとっては失業への影響が大きく、より深刻な影響をもたらしています。

★単身の高齢女性や母子世帯の中で、特に、生活上の困難を抱えている人に対して、地域で安心して生活できるように支援を実施します。

施策の具体的な内容
<p>①困難を抱えた女性等が安心して暮らせる条件の整備</p> <p>高齢者や障がい者、ひとり親等の様々な困難を抱える人々が、安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体にも大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱える人々に、より深刻な影響をもたらしているため、一人一人の生活上の困りごとに寄り添った幅広い支援を行います。</p> <p>a) <u>トータルサポート体制の推進</u> 様々な課題を抱える世帯に対し、総合的に支援する体制を推進します。</p> <p>b) <u>生活困窮者自立支援制度の推進</u> 経済的困窮など日常生活に困窮さを抱える世帯に生活保護に至る前の相談支援を推進します。</p> <p>c) <u>地域包括支援センター機能の推進</u> 介護や健康・医療など高齢者の暮らしを支えるため、相談事業や地域の見守り体制の充実を図ります。</p> <p>d) <u>障がい者基幹相談支援センター機能の推進</u> 障がいのある方の相談支援を実施し、能力や意欲を発揮して社会に参画し生活できるよう支援します。</p> <p>e) <u>庁外関係機関や各支援団体等との連携強化</u> NPO 団体等や関係機関等との連携を強化し、柔軟な対応につながる体制を推進します。</p>

【■現状や課題、★取組の方向性】

■男性と女性にはそれぞれの特性がありますが、特に女性には、妊娠や出産のための身体的機能が備わっており、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。なかでも、妊娠・出産は大きな節目でもあることから、女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮することが求められています。本市では、生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療の促進のため、各種検診やがん検診の受診を促していますが、本市における受診率は決して高い状況にあるとはいえません。

★誰もが互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切なため、すべての人が健康な生活を実現できるよう、ライフステージに応じた健康支援へ取り組みます。さらに、多様性の尊重に向けた意識啓発や共生のまちづくりのための環境整備を行います。

施策の具体的な内容

①母性の尊重と母子保健の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を行います。また、母性保護に関する正しい知識の普及や母子保健の充実を図るとともに、不妊・不育への支援や女性の健康の保持・増進に向けた支援を推進します。

a) 母子保健事業の充実

妊娠、出産から出産後も含め、切れ目のない支援を行います。また、乳幼児健診や家庭訪問、子育て支援事業などを実施し、家庭での育児についての相談・支援を行うとともに、産後うつ等を防ぐため、妊娠期や産後のケアを充実します。

b) 不妊・不育への支援

特定不妊治療費の一部助成（村上市不妊治療費助成制度）を行うことで、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。また、不育症の検査費および治療費の一部助成を行うことで、安全・安心に出産を迎えることができるよう支援します。

c) 各種健診の受診率向上

特定健康診査やがん検診等の周知に努め、受診を促し、健康管理を促進します。

施策の具体的な内容

②性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

学校等における性と生殖に関する教育の充実やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識啓発を図ります。

a) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

男女が互いの性について正しい認識をもち、理解を深めることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、市広報紙やSNS等を通じた周知啓発を行います。

b) 生命の尊さについての教育の実施

道徳、保健体育の授業等で子どもの発達段階に応じ、性や生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ等について、性教育を含めた包括的な教育を実施します。

③生涯にわたる心身の健康保持と増進

生涯にわたる心身の健康保持および増進に向けて、健康づくりに関する各種支援を行うとともに、地域におけるスポーツ活動の推進等を図ります。

a) 地域で健康づくりに取り組める環境づくり

市民のスポーツ活動を通じた健康増進を図ります。また、成人から高齢者まで幅広い年代が親しむことのできる環境整備に努めます。

b) 健康づくりへの支援

健康診断の受診を通じて自分の身体の現状を知り、自己管理できるように、健診結果の説明および個人の健康づくり活動の支援を行います。また、健康・栄養相談、講座の実施や食育啓発等、年代に応じた健康づくりに関する支援を実施します。

基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり

【村上市DV防止基本計画】



施策の方向性4-(1) DVや性的暴力防止のための啓発

拡充

重点

【■現状や課題、★取組の方向性】

■暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。男女を問わず決して許されるものではなく、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会問題です。特に、DV、セクハラ、ストーカーの被害者は女性の方が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化してしまう場合も少なくありません。また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどから、近年はDVの増加と同時に児童虐待の増加も問題視されています。

★あらゆる暴力やハラスメントの根絶を目指し、パンフレット等の資料配布や各種情報発信をとおして暴力や各種ハラスメントに対する意識啓発を行います。また、DVが子どもに与える影響は大きく、児童虐待防止の観点からもDVの根絶は喫緊の課題です。子どもや若年層が、正しい知識と理解を深めるため、家庭・地域・学校において学習機会と情報提供を行います。

施策の具体的な内容

①男女間のあらゆる暴力・ハラスメント等の防止に向けた啓発活動の推進

被害者にも加害者にもならないための啓発活動をはじめとした、暴力やハラスメントを許さない社会環境づくりを促進します。

a) あらゆる暴力を防止するための意識啓発

講座の開催、市広報紙、市ホームページの活用等、あらゆる方法でDV、性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた啓発に努めます。

b) 若年層に対する意識啓発

交際相手からの暴力（デートDV）に関する認識向上のため、若年層に対する予防啓発、教育・学習を実施します。また、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動を検討します。

オレンジリボン



「オレンジリボン運動」は子どもの虐待防止のための広報・啓発活動を行う市民運動です。子供の明るい未来を表すオレンジ色のアウェアネスリボンをシンボルとしています。

施策の具体的な内容

c) 各種ハラスメント防止の啓発

職場や地域等におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識の慣習に根ざす、すべての暴力の根絶を目指し、意識改革のための啓発活動を推進します。

d) ストーカー行為防止の啓発

新潟県や警察等の関係機関との連携に努め、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発活動を行います。

e) 国や県と連携した啓発事業の実施

「女性に対する暴力をなくす運動（シンボルマークはパープルリボン）」など国・県と連携した啓発活動を行います。

女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局ではDVの問題に対する社会における認識をさらに深めてもらうため、「女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿で、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(資料出典：内閣府男女共同参画局ホームページより)



パープルリボン



女性への暴力の根絶を訴えるアウェアネスリボン。

パープルリボン運動はアメリカ合衆国で始まり、日本ではNPO法人全国女性シェルターネットワークが中心となり、活動を展開しています。また、内閣府でも、毎年11月12日～25日の2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、全国のタワーや商業施設などで紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施しています。



パープル・ライトアップ運動の様子

拡 充

重 点

【■現状や課題、★取組の方向性】

■本市では、男女間の暴力に関する相談の実施と啓発に取り組んできましたが、DV等相談の件数は増加傾向にあります。内閣府では、新型コロナウイルス感染症の拡大による、外出自粛要請等の影響により懸念されるDVの増加、深刻化に対応するため、新たな相談窓口として「DV相談+（プラス）」を開設し、電話やメール、チャット等による24時間受付の相談対応を行っています。

★被害者が一人で悩んで抱え込むことがないように、相談窓口の周知を行うとともに、被害者が気兼ねなく安心して相談できる相談体制の充実を図ります。また、被害者の緊急を要する避難が必要と認められた場合には、関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保の支援を行います。なお、DVは児童虐待と密接にかかわっていることもあるため、必要に応じて関係機関につなぐための連携を強化し、子どもの安全確保を図ります。

施策の具体的な内容
<p>①DV相談体制の充実と機能強化</p> <p>被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>a) <u>相談窓口の周知</u> 被害者に対し、被害が深刻化する前に適切な支援につなげられるよう、複数の相談窓口や相談後の支援内容の周知を図ります。</p> <p>b) <u>相談体制の充実と関係機関との連携</u> 被害者からの相談に適切に応じるため、関係職員や相談員の質の向上を図ります。さらに、DVが発覚した場合、速やかに被害者および同伴の子どもを確保し、安心して相談できる体制を整えます。また、顕在化しにくい男性被害者に対する相談支援の実施および相談体制の周知を図ります。 加えて、庁外関係機関やNPO等の団体等との連携を密にし、洩れなく相談、早期の対応につながるよう努めます。</p> <p>c) <u>児童虐待に対する支援の充実</u> 児童相談所等の関係機関と連携し、虐待の未然防止や早期発見を行います。</p> <p>d) <u>高齢者・障がい者虐待に対する支援の充実</u> 関係機関等が連携しながら、高齢者・障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見を行います。</p> <p>e) <u>学校における支援体制の充実</u> 学校においては、教員への研修と教育相談体制を充実させ、子どものSOSを早期にキャッチする体制を整えます。また、学校教育課とこども課の連携を密にすることで、虐待事案の早期対応、早期解決を図ります。</p>

施策の具体的な内容

②被害者の安全確保

被害者の状況と意向に配慮しながら、関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ります。

a) DV等の被害者の安全確保

緊急時支援フローチャートを作成し、速やかに一時保護ができる体制づくりを行います。また、民間シェルター等の情報収集を行い、民間シェルターの設置等に対する支援を行います。

b) 被害者情報の開示制限

DV及びストーカー行為による被害者からの支援申出により、関係課との連携を行い、住民票や戸籍附票の写し等の証明書の交付及び住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにします。

③関係機関との連携強化と防犯情報の提供

関係機関との連携を強化するとともに、防犯情報を提供するなど暴力を許さない社会環境づくりを推進します。

a) 庁内及び庁外関係機関との連携強化

DV相談対応について、こども課（家庭児童相談室）及び警察、新潟県女性福祉相談所（新潟県中央福祉相談センター）等の関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応につなげる体制を整備します。

b) 防犯情報の共有と防犯活動の強化

防犯ボランティア「ながらパトロール」や「PTA・教職員」等の地域関係諸団体と連携し、見守りや防犯パトロールを行い、防災・防犯情報一斉メール配信サービス（メールマガジン）を用いて情報を共有化します。

「DV相談+（プラス）」のホームページ（<https://soudanplus.jp/>）画面

The screenshot shows the homepage of the DV consultation service. At the top, there is a navigation bar with the logo 'DV相談+ 人' and a language selector set to '日本語'. Below the navigation bar are social media icons for Facebook and Twitter. The main content area features the title 'DV相談+ プラス' with a purple ribbon icon. To the right of the title is the text 'DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？' and a paragraph of introductory text. Below the title, there are three contact options: '電話・メール 24時間受付' with the phone number '0120-279-889', 'チャット相談 12:00~22:00', and 'チャット' with a QR code and the text '※スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください'. To the right of these options is a list of services provided, including '専門の相談員が対応', '面談、同行支援などの直接支援も実施', '安全な居場所も提供', '24時間電話対応', and '10か国語対応'. At the bottom of the page, there is a footer with the text 'ご利用にあたっての注意事項 | 個人情報保護方針 | お問い合わせ' and the logo '内閣府' with the text '一般社団法人 社会的包摂サポートセンター' and the website URL '©2020 soudanplus.jp'.

【■現状や課題、★取組の方向性】

■DVを受けた被害者の自立を支援することは、被害者の保護の中でも重要な内容のひとつです。被害者の保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住居の確保や就労、子どもの養育など、解決しなければならない様々な課題があります。

★被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアのほかにも就労や住宅の確保など、経済的・心理的支援を被害者の状況に応じて、関係機関との連携を行いながら切れ目のない支援を図ります。また、被害者が同伴する子どもの心理的ケアや就学等を確保するため、関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実を図り、安定した生活を送ることができるように支援を行います。

施策の具体的な内容

①DV等の被害者の心身の回復や自立に向けた支援

DV等被害を受けた人が孤立することなく、地域で安心して生活を送れるよう、関係機関や関係各課等との連携のもと、徹底した情報管理を行ったうえで、被害者の自立を支援します。

a) 自立に向けた生活の支援

自立に向けて、個々に応じた手当や制度申請、手続き等の生活に必要な支援を行います。

b) 庁内連携体制の充実

被害者への支援体制の充実に向けて、庁内連携会議を開催し、課題検討、情報交換、研修等による連携強化を図ります。

c) 心理的ケアの相談

関係機関と連携し、様々な悩みの相談に対応していくとともに、専門職によるカウンセリングを受けることのできる体制づくりを進め、被害者の心身の回復や自立に向けた支援を行います。

d) DV等加害者の更生に向けた支援の実施

被害者支援の一環として、DV等加害者へアドバイス、カウンセリング等の支援を行い、再発の防止を図ります。

第5章 計画の推進

- 1 総合的な推進体制の充実
- 2 市民、事業者、関係団体等と連携した推進
- 3 計画の推進体制図
- 4 計画の進行管理
- 5 計画の成果目標

本市では、教育、労働、福祉、健康、防災及び産業などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の特性に応じた男女共同参画社会の実現を目指します。

1 総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第4章において述べた取組について、総合的かつ計画的な施策の推進が必要です。「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」及び「担当者会議」を中心に、庁内関係課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取組を展開していきます。

主に市民課では、本市の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、本計画に基づく講座・セミナー等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供や啓発、女性生活相談等の相談事業を総合的に実施します。また、男女共同参画に関する情報を収集し、市民意識調査を実施した成果についても、性別や世代を超えた幅広い層へ向けて情報を発信するなどの取組を行い、男女共同参画意識の醸成を図ります。

なお、広域的な課題については、国・県・近隣市町村等と連携・協力体制を強化し、計画を推進していきます。

2 市民、事業者、関係団体等と連携した推進

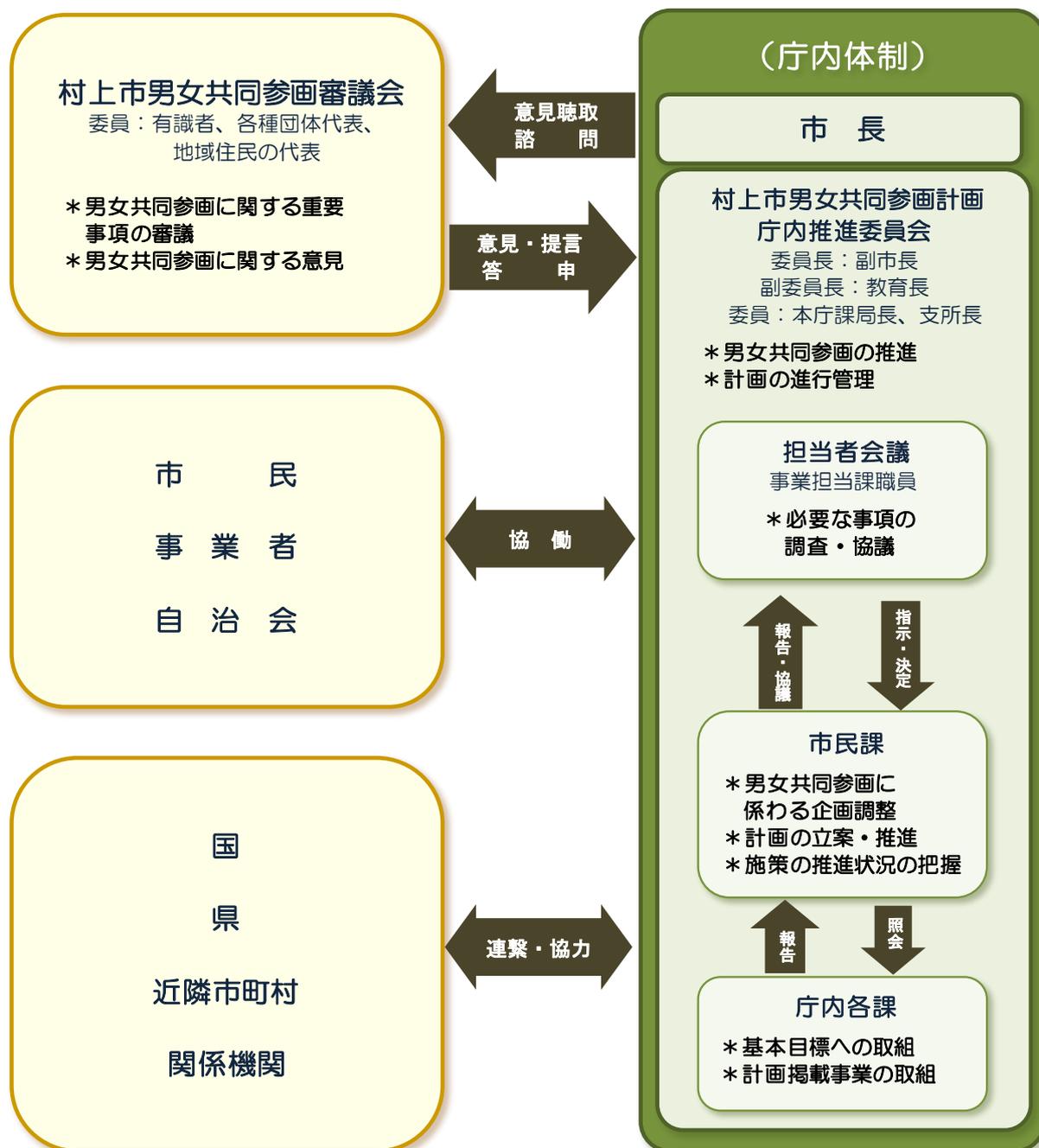
市民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、市広報紙掲載、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を推進します。

また、広く市民の意見を施策に反映させるために、学識経験者、各種団体の代表者、地域住民の代表で組織する「村上市男女共同参画審議会」を適宜開催し、計画の進捗状況の把握や事業推進に対する提言ができる場を設けます。

特に、ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業者の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取組を進めます。

3 計画の推進体制図

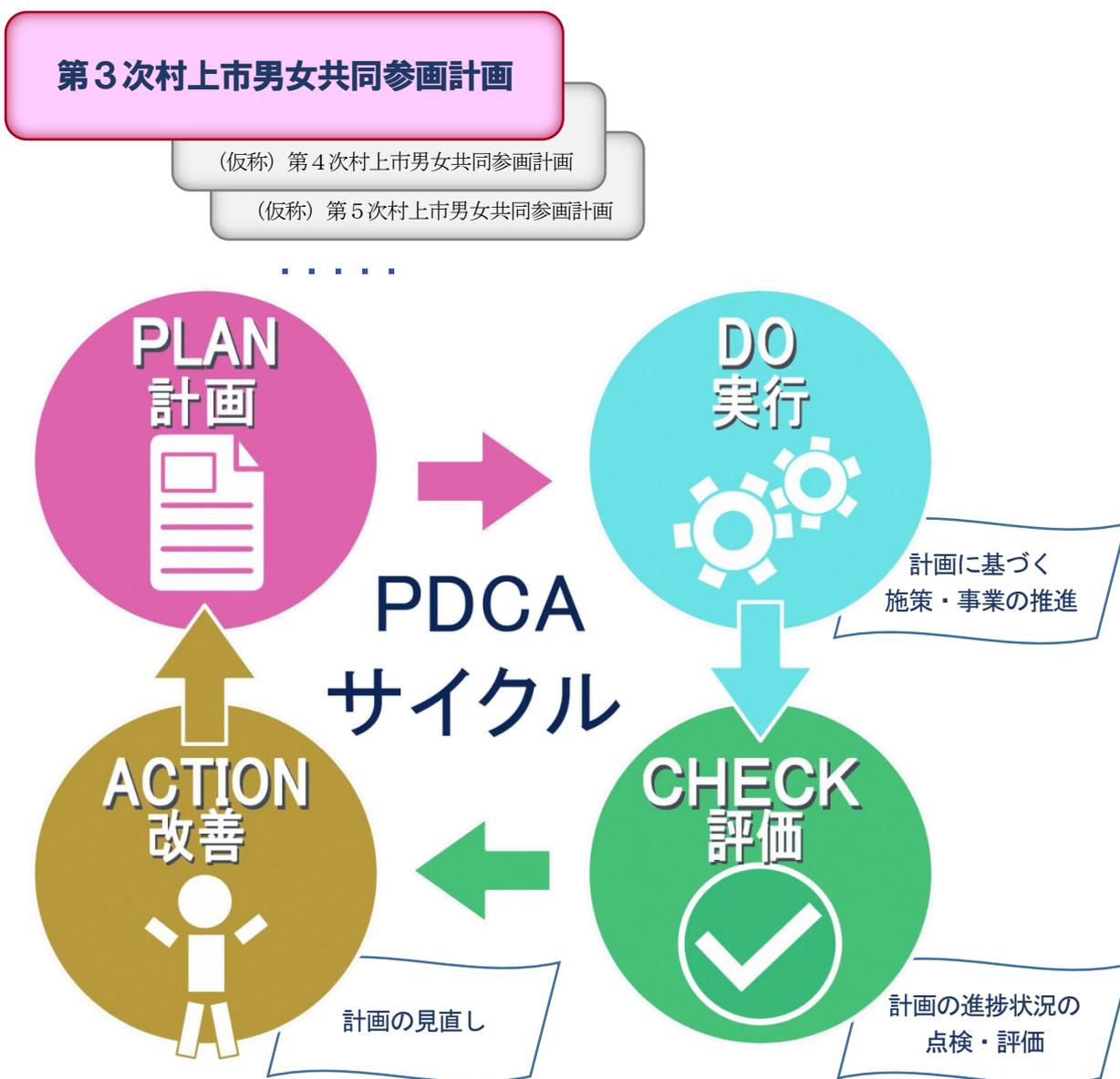
本計画を着実に推進していくため、市民、事業者等の各主体による適切な役割分担のもと、協力・連携を図りながら施策事業に取り組んでいきます。



4 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた施策について、「PDCA サイクル」(Plan=計画) → (Do=実行) → (Check=評価) → (Act=改善) を基に、「村上市男女共同参画審議会」、「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」及び「担当者会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。



5 計画の成果目標

基本目標	施策の方向性	項目	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)	
基本目標1 互いに認め合い、 尊重し合える まちづくり	(1) 男女共同参画社会 についての広報・ 啓発の推進	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」の考えに反対する割合（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）	70.5%	80.0%	
		「家庭生活の中での男女の地位が平等である」と思う人の割合	38.6%	50.0%	
	(2) 男女共同参画推進 のための学習等 機会の充実	男女共同参画に関する講演会、講座等の延べ参加者数	42人	200人	
		自治会等地域組織に向けた学習会等の延べ参加者数	0人	50人	
	(3) 身近な地域における男女共同参画の 促進	ジェンダーという言葉の意味を知っている人の割合	31.0%	50.0%	
		(4) 多様性を尊重する 環境の整備			
基本目標2 家庭も仕事も 男女がともに 活躍できる まちづくり	(1) 働く場における 女性活躍の推進	女性活躍推進法という法律の意義を知っている人の割合	4.6%	30.0%	
		(2) ワーク・ライフ・ バランス並びに 仕事と子育てや 介護等が両立できる 環境整備の推進	働き方に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数	0人	100人
		父親参加型イベント、講座、教室等の延べ男性参加者数	49人	50人	
	(3) 農林水産業・商工 自営業等の あらゆる分野に おける男女共同 参画の促進	学童保育室待機児童数 (年度当初時点)	0人	0人	
		審議会等における女性委員の登用率（年度当初時点）	20.9%	30.0%	
		市職員の管理職（課長補佐級以上）に占める女性の割合	20.1%	30.0%	
	(4) 政策・方針決定 過程への女性の 参画拡大	ハッピー・パートナー企業 登録数	45者 (社)	70者 (社)	

基本目標	施策の方向性	項目	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
基本目標3 だれもが安心して暮らせるまちづくり	(1) 地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進	防災士養成講座の延べ女性参加者数	4人	10人
		防災会議等の延べ女性参加者数	4人	5人
		男女共同参画の視点に配慮した防災研修等の延べ参加者数	50人	100人
	(2) 環境保全活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の任用数	21人	50人
	(3) 困難を抱えた女性等への支援 (4) 男女の生涯にわたる健康支援の充実	各種がん検診の受診率	(2021年度)	(2026年度)
		胃がん 肺がん 大腸がん 子宮頸がん 乳がん	7.2% 24.9% 13.9% 6.8% 9.4%	50.0%
		スポーツ施設利用者数	(2021年度) 303,552人	(2026年度) 404,200人
基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり	(1) DVや性的暴力防止のための啓発	DVの被害者で他者へ相談をしなかった人のうち、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかった」人の割合	25.9%	皆無 (0.0%)
		(2) 相談体制の充実と被害者の安全確保	DVの被害者で他者へ相談をした人のうち、公的な相談機関に相談した人の割合	18.2%
	(3) 自立に向けた支援体制の充実	「ながらパトロール」を実施する防犯団体等の数と活動人員数	(2021年度末) 17団体 1,280人	20団体 2,000人

※ 現状値（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による中止や制限等の影響を受けている。

資料編

- 村上市男女共同参画計画の策定経過
- 村上市男女共同参画計画策定委員会委員名簿
- 用語集

■ 第3次村上市男女共同参画計画の策定経過

開催日等	会議名称等	内容
2022年(令和4年) 4月28日	第1回庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会委員の選出依頼団体について 計画策定のスケジュールについて
2022年(令和4年) 7月8日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の概要について 市民意識調査について
2022年(令和4年) 夏期	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の満20歳以上の男女2,000人 住民基本台帳より無作為抽出 回収数674件、回収率33.7%
2022年(令和4年) 9月20日	第2回庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の結果について 第2次計画の目標指標の数値結果について 第3次計画の体系、基本理念、基本目標、施策の方向性(案)等について
2022年(令和4年) 9月28日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の結果について 第2次計画の目標指標の数値結果について 第3次計画の策定方針(案)について
2022年(令和4年) 10月25日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次村上市男女共同参画計画(案)について 基本目標ごとの具体的施策について 施策の数値目標について
2022年(令和4年) 11月28日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次村上市男女共同参画計画(案)について 第3回委員会からの修正等について 計画全般について
2022年(令和4年) 12月20日	第3回庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書素案に対する各課からの意見について
2023年(令和5年) 1月5日～ 1月25日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画(案)に関するパブリックコメント
2023年(令和5年) 3月9日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第4回策定委員会からの修正等について 計画の愛称の決定について 答申 村上市男女共同参画審議会について

■ 第3次村上市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
渡邊 登	新潟大学人文学部人文学科教授	委員長
畠山 典子	公益財団法人 新潟県女性財団	
渡辺 ひろみ	村上市家庭教育支援チーム with	
富樫 満喜子	村上市ファミリーサポートセンター サービス提供会員	
能登谷 愛貴	特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター	
伴田 宏	村上商工会議所	
加藤 善典	一般社団法人村上市建設業協会	
伊藤 えり子	村上人権擁護委員協議会	
平 良徳	村上市岩船郡小学校長会	
岩間 美果	村上市社会教育委員	
井内 康夫	村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所)	
風巻 さやか	村上公共職業安定所	副委員長
櫻井 孝之	一般公募	
富樫 万理	一般公募	
瀬賀 秀雄	一般公募	

■ 用語集

【あ行】

◆SDGs :

「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略称であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標。17の目標と169のターゲットから構成されており、「ジェンダー平等を実現しよう」等、男女共同参画に関する項目も盛り込まれている。

◆エンパワーメント :

「力をつけること」の意で、一人一人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

【か行】

◆固定的な性別役割分担意識 :

男は仕事、女は家事・育児等、性別を理由として異なる役割を与えられ、その役割の遂行を期待する意識。

【さ行】

◆ジェンダー :

生物学的な性別とは区別して使われる、社会的・文化的に形成された性別のこと。

◆女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) :

平成27年に施行された10年間の時限立法。同法により、平成28年から従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた一般事業主行動計画の策定と公表が義務付けられ、同様のことが300人以下の企業にも努力義務とされた。また、令和元年に同法は改正され、一般事業主行動計画の策定義務対象が101人以上の事業主に拡大された。

◆セクシュアル・ハラスメント :

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為のこと。

【た行】

◆男女共同参画社会基本法 :

平成11年に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案および決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定めている。この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることとして、それぞれの責務が明らかにされている。

◆男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律) :

昭和61年に施行された法律。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保等の措置を推進することを目的としている。

◆DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）：

平成13年に施行された法律。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令等について規定している。平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際関係にある相手についても同法が準用されることとなった。

◆デートDV：

交際中のカップル間での暴力のこと。暴力は身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的なものを含む。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）：

配偶者やパートナー、その他親密な関係にある、またはあった人からの身体的、精神的、経済的、性的な苦痛を与える暴力的行為や、心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

【は行】

◆ハラスメント：

様々な場面での嫌がらせやいじめ。種類は様々で、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

◆ポジティブ・アクション：

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【ま行】

◆無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：

過去の経験や見聞きしたことから、潜在的にもっている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方のこと。

【ら行】

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：

重要な人権の一つとして認識されている、個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。

【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス：

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

第3次村上市男女共同参画計画

2023年（令和5年）3月

村 上 市

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL 0254-53-2111（代表）

FAX 0254-53-2541（直通）

E-mail shimin-ji@city.murakami.lg.jp



だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、
あられる笑顔のまち村上

ともに輝く♥️ハートフルプラン

村 上 市

<http://www.city.murakami.lg.jp>